

令和3年6月17日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香子
税	務	吉	牟田		剛
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
農	林	山	崎	公	和
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也

令和3年6月17日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和3年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	2 池 田 廣 志	<p>1. 災害に強く、住み易く、暮らしやすいまちづくりについて</p> <p>(1)避難所設置と共に大切な、避難しようと思う動機づけのためのアメダス基地の新設について</p> <p>(2)雨期における国が求めるダムやため池の事前放流への取り組みは</p> <p>(3)令和2年7月豪雨の災害復旧工事の進捗状況は</p> <p>(4)浜川・七浦地区河川の水防指定の見込みは</p> <p>2. 中山間地の今後のあり方について</p> <p>(1)木庭川、石木津川、浜川上流部の砂防ダムについて</p> <p>(2)山間部に数多く設置されている地滑り防止施設の維持・管理は</p> <p>(3)世帯数が減少している地域の振興策について</p> <p>3. 令和2年度、市内に設置した防犯カメラと今後の整備計画は</p> <p>(1)設置済み箇所、どのような防犯効果を期待したのか</p> <p>(2)設置する地元の費用負担の軽減策を考えられないか</p>
5	12 徳 村 博 紀	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種について</p> <p>(1)市内の病院・医院における新型コロナウイルス感染症による通常診療への影響</p> <p>(2)PCR検査に必要な検査費用の補助や無料化といった施策の考えは</p> <p>(3)今後ファイザー社製以外のワクチンも選べるようになるのか</p> <p>(4)会場に自力で行けない高齢者や障がい者の方の支援は</p> <p>(5)ワクチンを様々な理由から接種したくない人の対応は</p> <p>(6)現在のワクチン接種の進捗状況は</p> <p>(7)高齢者以降のワクチン接種の進め方は</p> <p>(8)接種時の事故についての責任の所在は</p> <p>(9)防災マップで接種会場は浸水地域となっている。浸水した時の対策は</p> <p>2. 教育現場における子供たちの安全安心の取り組みについて</p> <p>(1)登下校時に名札を外すことについて教育委員会ではどのような話し合いがなされたか、また、どのような意見が出されたか</p> <p>(2)盗撮や声かけ事案が発生した時の状況分析等はされているのか</p>

順番	議員名	質問要旨
5	12 徳村博紀	3. 情報公開について (1)一部開示・不開示になった理由 (2)一部開示・不開示の基準は (3)最終的な判断は誰が行うのか
6	1 中村日出代	1. 健全な財政運営への税収の確保について (1)市税の徴収率について (2)滞納者への対応について (3)市民税の減免について（鹿島市税条例第51条） ①減免の基準について 2. 肥前鹿島駅周辺整備構想について (1)プロポーザル選考について (2)選考委員長の発言について (3)提案書の祐徳ビルの建替え整備について 3. 鹿島市教育委員会の方針について (1)いじめ、不登校の現状について ①いじめの早期発見と早期対応について ②いじめが原因での不登校と転校について ③いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号重大事態の対処について ④いじめの解消について

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。2番池田廣志議員。

ここで申し上げます。池田廣志議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○2番（池田廣志君）

おはようございます。2番議員の池田廣志でございます。私は去年3月議会で、災害に強く、住みやすく、暮らしやすいまちづくりについて質問をいたしました。これを受けて、6月議会でもこの件について質問をいたしたいと思っております。

まず、3月議会の一般質問で災害に強いまちづくりについて私なりの思いを皆様に伝え、3か月後の6月議会がもうその梅雨真っ盛りとなります。

そこで、今日改めて、鹿島市は災害に強く、住みやすく、暮らしやすいまちづくりについて今どのように対応しておられるのか、確認するための質問でもございますので、よろしく

お願いしたいと思えます。

まずは、去年の7月豪雨で鹿島市も大変な災害を受けました。特に祐徳稲荷神社の入り口のところにあります太鼓橋の上流で考えられない濁流があふれ、その濁流が祐徳門前の商店街を流れ下る状況を全国で放送されました。このテレビニュースの画像が何回も何回も放映され、私自身も友人や親戚の方から心配の電話をいただくほどの状況でした。

そこで私は、あれだけの画像を連続して放映しているのに、その原因となった降雨量の、降った雨の量の情報が流れなかった。これは何でだろうと思って、そのテレビニュースを流しているテレビ局に電話で確認をいたしました。そのときの答えは、降雨量については国が設置したアメダス基地の情報だけを取り上げて放映をしておりますとの答えでした。

そこで、アメダス基地の設置情報を調べてみますと、1,000メートル超える山があります多良岳山系があつて、さらにこの多良岳山系を中心に広大な面積がございますけど、佐賀県側にも長崎県側にも一か所もアメダス基地はございません。それじゃ、近くはどこにあるかといいますと、長崎のほうでは雲仙にはございます。それと、長崎の大村飛行場にございます。佐賀県の状況を見ますと、嬉野のお茶の試験場にございます。それと、白石に、これは白石中学校の校庭の一部に設置されています。

そういうことが分かったものですから、この状況では多くの鹿島市民の方々や多良岳山系の下流にお住まいの方に正確な降雨量の情報が伝わらないのではないかと。そして、心配したのが、まだ多くの人たちが、雨が降ったときの被災状況を確認するときにほとんどがテレビニュースで確認しているとおっしゃる方が多いです。そうしたときに、一人でも多くの方に、これは避難せんといかんぞとと思っていただくような動機づけをするためにも、このアメダス基地というのは必要なんじゃないかと思っています。アメダス基地を新設するために、関係する地方自治体で協議して早急に実現すべきと思いますが、いかがでしょうか。

これについて、おとし、大町町のほうで油流出の洪水災害が発生いたしました。大町町には既に仮設のアメダスが設置されております。だから、いろんな気象情報が流れる際には、大町町からの雨の情報も発信されております。そういうことで、アメダス基地については早急に新設をお願いせんとなかなか厳しいなと思っております。

次に、今年の3月議会の一般質問で問題提起をいたしましたけど、災害が予想されるときに、国が自治体に求めているダムやため池の事前放流、これは低水位での管理というような表現をされておりますが、この取組は今度の梅雨時期にどうされているのか、お答えをいただきたいと思えます。

次に気になりますのが、去年の7月豪雨の災害復旧工事の進捗状況でございます。これは、河川、道路、農地、被災家屋等のそれぞれの、これは工種ごとに大まかに大体何割程度進んでいると思っておられるのか、概数で結構でございますので、お答えをいただきたいと思えます。

次に、これは12月議会、3月議会でもお尋ねをいたしましたけど、国が指定される水防法の指定でございますが、まだ浜川とか七浦地区の河川についてはこの指定がございません。今後の指定の見込みについてお伺いいたします。それと、現在どこまで話が進んでいるのか、お話しをいただけたらと思っております。

次に、大きな項目の2番目、中山間地の今後の在り方についてお尋ねをいたします。

7月の豪雨で特に被害が大きかった、能古見地区にございます木庭川、それに石木津川、浜のほうに流れ込みます浜川の上流部の砂防、土石流が流れるのを防止するためのいろんな施設が造られております。だから、これの現状と、あと、能古見地区と七浦地区に特に数多く設置されている地滑り防止工事等の施工後の――大体施工してから20年とか経過した施設もございます。このあたりの維持管理はどうされているのか。工事自体はほとんど県のほうでやっていると思いますが、地元で一番心配されているのは、造っていただいたときからすれば、かなり施設が傷んでいるもんねと話をされます。だから、そのあたりの状況がどうなのか、お伺いをいたします。

それと、もう一つ気になるのは、中山間地では世帯数がどんどん減少しています。実際お住まいの方も、子供たちは結婚を機にまちに出ていったもんねと話される方が多い中で、そう言いながらも、山間部で農業等をしながら頑張っていた方がいらっしゃるからこそ下流のほうで安心して暮らせる状況があるんじゃないかと思っております。山間部の地域で頑張っておられる方に対する振興策というのを今後考えていかないとちょっと厳しいかなと思っておりますので、この考え方についてお伺いをいたします。

次に、大きな項目の3番目、防犯カメラの設置後の課題についてお伺いをいたします。

市は令和2年度に防犯カメラを5基設置されておりますが、設置したときにどのような防犯効果を期待されたのか、お答えをいただきたいと思っております。私もこの5基設置された現場を全て確認いたしております。

それで、私がえっと思ったのは、鹿島小学校区は武家屋敷通りに設置されておまして、あそこが坂道なもんですから、上下を見れるようなカメラのレンズが両方向に向いています。

それと、明倫小学校区では、祐徳温泉のところの大きい交差点に設置されております。

能古見地区に行ってみますと、444号を上がって行って、トンネルの手前になりますけど、平谷温泉の上のほうに防犯カメラが設置されております。

それと、古枝のほうも確認して回ったんですけど、好日の園に上がる小さな里道に設置をなされております。ただ、ここについては、地元の防犯協会と話す中では、どうしても鮎越地区に行く子供たちがちょっと危ないと思っておりますので、そこでつけましたと。

それと、浜地区に関しては、臥竜ヶ岡体育館の壁につけられております。これは学校側と協議をしたのですかといったら、学校側の話としては、浜小学校の南側に出る出口のところと、臥竜ヶ岡にはいろんな子供たちがたくさん行くから、そこと両方出されましたので、今

回は臥竜ヶ岡のほうにつけたという話がございました。だから、そのあたりの設置をされている場所を見ながら、本当にこれで子供たちを見守るための安全装置となり得るのか、ちょっと疑問もございました。

それとあと、市内6地区のうち4地区に5基のカメラが設置されたわけでございますけど、その時点で設置を希望しなかったのが2地区ございます。このときに何で希望しなかったのですかと話をする中で、その時点では費用を確保できずに断念したと話がございました。ただ、子供たちの安全を確保するための事業でもありますので、今年度、令和3年度は設置を希望しております。ただ、この設置費用というのが、カメラ自体と、あとは施工工事が要りますので、そのあたりの費用が非常に高額になっておりまして、地元としては総経費の半分を負担することになっておりますので、なかなか対応ができなかったとおっしゃいました。

こういう状況があったもんですから、私もお隣の市の状況を聞いてまいっております。その両市でおっしゃったのは、設置費用自体、やっぱり地元負担が高額になるために、地元の企業の協力を得て、カメラ等の現物を寄附してもらいましたと。そういう工夫もされております。だから、このあたりのやり方も参考にされて、ぜひ子供たちの安心・安全を確保するための事業の進捗を図っていただきたいというのが1つ希望でございまして、そのあたりの状況についてもお答えをいただきたいと思います。

これで総括質問は終わります。次は一問一答の形でお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

私のほうからは、今の総括質問の中の大きく3点について御説明をしたいと思います。

まず、1つ目のアメダス基地の新設という御質問に対してですけれども、昨年度に引き続いて、昨日、气象台に確認いたしましたところ、結論から先にお答えいたしますと、現状、新規で常設のアメダスの観測所を設置する予定はないということでお答えをいただきました。

このアメダスにつきましては、雨量計で約17キロメートル間隔、あと、気温とか風速計では約21キロメートル間隔で設置されているということで、佐賀県内では鳥栖、北山ダム、佐賀、佐賀空港、唐津、伊万里、嬉野、白石の8か所に設置がなされております。

御質問の中で仮設置のアメダスが大大町にあるということにつきましてですけれども、これも昨日、气象台に確認を取りましたところ、豪雨の影響でボタ山の一角が崩れているということで、その復旧工事が完了するまでの臨時的、一時的な措置として仮設置をしているということでございまして、これが完了次第に撤去するというので大大町さんとは協議は済んでいるということでした。このため、繰り返しになりますが、先ほど御説明いたしました8か所以外は新規の設置の予定はないということです。

なお、インターネットで見ることができる気象台の雨量予測などは、アメダスのほかに佐賀県が設置している雨量計がございまして、御紹介しますと、鹿島市内では新世紀センター、石木津川、中木庭ダム、奥山、飯田、この5か所に設置の数値も用いて予測をされているということです。気象台からは、気象台のアメダスと県の雨量計の観測性能に大差はないということでございましたので、国や県が設置している最新の雨量観測機器等のデータを組み合わせ、多角的に、かつ面的に隙間なく大雨の監視を現在行われているということで、この情報は管轄エリアの皆様方には随時発表しているということでした。

また、御質問の避難の動機づけということに関しましては、これはアメダスに限らないと考えておりまして、御紹介になります。今年度から5か年の継続した計画といたしまして、鹿島市と佐賀県、ネット鹿島の3者が協力して、市内の主な河川に合計10基以上の河川監視カメラを設置して、ケーブルテレビや携帯電話、パソコンでリアルタイムに河川の状況を確認できる映像配信を予定しております。この河川監視カメラの映像は現在でも配信しております。この場をお借りしてですが、市民の皆様向けの御説明となりますが、確認の方法としては、ケーブルテレビの11ボタンをまず押していただいて、そのチャンネル上下の矢印のボタンの上ボタンを押していただきますと、現状ですが、4つの河川の映像を御覧いただくことが可能です。

今後も順次、河川監視カメラの設置が完了した場所について、映像を追加して情報発信に努めていく計画です。

そして、佐賀県では河川の水位計も設置を進めていただいております。市民の皆様へ特に雨の情報が確認できるようにこれまでも周知を続けていますとおり、鹿島市のホームページには、「防災・災害情報」という画面を貼り付けて情報提供を行っております。それをクリックしていただきますと、佐賀県作成の「すい坊くん」という河川等の情報がございまして、その画面を選んで再度クリックをしていただきますと、画像や数値、グラフ等の詳細な降水量などに関する各種情報が表示されます。

その主な内容としては、河川や有明海の監視カメラ画像、雨量や河川水位、ダム観測、潮位情報などを24時間、10分間隔で御確認できます。それらの情報提供が避難の動機づけにつながるよう期待しているところでございますので、ぜひとも市民の皆様には個人単位でも確認できる情報として御活用いただければと思います。

次に、2点目の浜川・七浦地区河川の水防法指定の見込みはということでございます。

現在、浜川から七浦方面の洪水ハザードマップは作成されておりませんが、これは佐賀県の水位周知河川に指定されていないためでございます。鹿島市内の河川はほとんどが佐賀県が管理する河川でございますので、今後も継続して佐賀県に指定の要望を強く行っていきますが、現在指定されていない全国の中小河川を指定し、市町村長に通知しなければならないという国の水防法の改正もなされております。このことを受け、佐賀県でも水防法による指

定と洪水ハザードマップ作成に向けての基礎調査や予算化の段取りを進めていただいているということでしたので、鹿島市としても、浜から七浦方面の中小河川を早期指定に向けて引き続き強く要望をするなど、必要な取組は継続していきたいと思えます。

最後に、防犯カメラの件についてです。

まず、効果についての期待という御質問ですが、昨年度から防犯カメラの設置補助を始めておりまして、先ほど御紹介がありましたように、今年度は鹿島、明倫、能古見、古枝、浜の5小学校区に設置をされております。

なお、今後の整備計画としましては、今年度7か所、来年度も同様に7か所の予算措置を考えておりまして、それぞれ昨年度と同様に各校区1か所として、現在、各地区において設置の検討をいただいている最中でございますので、防犯カメラを設置されることで、カメラ設置箇所の校区周辺における犯罪行為などの記録証拠などに活用されることはもちろんですが、犯罪の抑止につながることを期待しているところでございます。

あと、能古見とか古枝、あまり人が通らない場所に設置という御質問もございましたけど、仮に世帯は少なくとも同じ鹿島市ということでもございまして、能古見については子供の遊び場である点や県境であるという地域性から、事件や事故等における被疑者車両の逃走経路の確認等による設置ということで地元からの強い要望を受けております。

そして、古枝につきましても、鮎越、七開方面の児童・生徒の主要な通学路として設置されておりましたので、いずれの校区も地元からの要望と協議を経た上での設置場所の選定でありますので、まち部じゃないにしても、その地域にとっては大変重要な場所でございますので、これは警察との協議を調えた上で、設置の必要性は十分にあったというふうに判断をしているところでございます。

そして、カメラの地元負担の件についてでございますが、防犯カメラ設置に係る補助対象の経費が上限は300千円設定をしておりますので、先ほど御質問の中でありましたとおり、2分の1の150千円を補助しておりますが、昨年の実績で申しますと、総事業費の額といたしましては148千円から273千円と、いずれも補助対象経費の上限内に収まっておりまして、県内の設置事例の検証と併せて制度設計を行って、区長会、あるいは防犯協会等への説明や協議を経た上で事業はスタートしておりますので、初めて鹿島市で取り組む事業の費用としては御活用いただける範疇の金額であるのではないかと判断はいたしているところでございます。

また、一応、電気代とかメンテナンス代については補助対象ではございませんが、設置した地区に確認を取りましたところ、電気代は月500円程度ということで、同じ防犯関係の補助事業である防犯灯がございまして、これが月300円程度ということと比較した場合に、防犯効果を期待できる設備として、防犯灯と同様に設置された地元へお願いはしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

水道課が中木庭ダムの関係利水者となっておりますので、国が求めるダムの事前放流への取組について、私のほうから答弁させていただきます。

御質問の国が求めるダムの事前放流への取組とは、ダムの洪水調節容量を増加させる目的で利水容量の一部を放流するものと認識しております。

中木庭ダムを含む県管理ダムでは、令和2年6月から出水期中におけるダムの期別貯水位低下の運用と、大規模な洪水が予測される場合に、早ければ3日前からさらに利水容量の一部を事前放流する2段構えの対策をされ、大雨に備えられております。

まず、1段目の対策ですが、出水期におけるダムの期別貯水位低下の運用については、6月1日から9月30日の期間、利水目的の貯水の水位を1メートル低下し、治水目的の洪水調節容量を拡大するもので、昨年5月に佐賀県より鹿島市水道事業管理者宛て協議があり、その際、異常がない旨、回答しているところでございます。

次に、2段目の対策ですが、ダム下流の河川で洪水による氾濫等の被害を生じさせるおそれのある規模の降雨が予想される場合は、ダム管理者が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量に基づき、3日間で事前放流可能な洪水調節可能容量を上限に事前放流するとなっております。

なお、以上申し上げた内容について、令和元年12月12日に示された国の既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づき、佐賀県と関係水利使用許可者との間で昨年8月28日に治水協定を締結しているところでございます。

私からは以上です。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

農林水産課からは、質問の中のため池の事前放流への取組、それから、今年の豪雨災害復旧工事の進捗状況、それから、大きな質問の2つ目、中山間地の今後の在り方についての3番目、世帯数が減少している地域の振興策について、この3点についてお答えをいたします。

まず、1点目のため池の事前放流への取組ということでございます。

農業用ため池は、現在、鹿島市内に34か所ございまして、それぞれの管理については受益の地区、それから、土地改良区などで行われているところでございます。

ため池の機能として、本来のかんがい用水の確保のみではなく、火災発生の際には緊急的な水源として、また、近年、局地的な集中豪雨が頻発している中で、降雨時の事前のため

池の水を落として水位を低下させておくことは、降雨時の流出を抑える洪水調節の効果も注目されており、全国的には徐々に取組が広がっている状況でございます。

鹿島市でのため池の事前水位低下の取組についてのお尋ねでございます。

現時点で具体的に何かが進んでいるという状況ではございません。取組を進めるに当たっては、農業用水の受益者、農家の方の理解と協力を得られることが前提となります。田植から9月くらいまでの期間に必要な水田用水として、それまで冬の期間からためたため池の水を落とすことは、その後、雨が降らなかった場合の農業用水の不足につながるリスクが生じることになり、その責任の所在とか、それから、農業者の方にとってもため池の水は大変貴重ということで、簡単に落とせるものではないという思いも当然あられるというところでございます。

ただ、今後の地域の防災・減災を考える上で、先ほどの課題も含めて、ため池の洪水調節機能としての取組の可能性について検討することは必要だとも考えております。検討するに当たっては、地域の実情や実態に沿って効果的であるかどうかというところがポイントになると考えております。ため池の立地や規模などの条件によって下流域に対してどれくらいの効果が考えられるか、また、本来の農業用水の確保との折り合いがどれくらい可能なのかなど、想定とか検証が必要であると考えております。

このようなことをどう始めるかについてでございますが、まず、市の防災、河川、排水、ため池などの関係する担当部署が連携して、鹿島市にとって効果的な流域治水について情報共有と考えを深めるところが必要だと考えております。この件については、県のほうにもお願いして、近いうちに県の河川砂防課、農山漁村課などの担当者の方に、鹿島市の地理的条件や特性を踏まえた流域治水についてのレクをしていただくようお願いしているところでございます。まず、ここからどういった取組ができるのかを庁内で連携して模索していきたいと考えております。

それから、昨年の豪雨の農業災害の復旧状況についてお答えをいたします。

昨年7月の豪雨災害について、農業被害で復旧工事を予定しておりますのが235工区ございますが、この中で農地、田畑の箇所が全部で94か所ございます。この中で既に発注が終わったものが29工区、約30%で、さらに、この中で既に工事が終わったものは7工区、7%となっております。

それから、農業用施設、水路、道路、頭首工などでございますが、この工区が全部で141工区ございます。この中で発注が終わっているものが60工区、約42%、既に工事が終わっているのが18工区、全体の13%となっております。この状況につきましては、もともと予定しておりました計画どおり現在のところ進捗している状況ということで、今後も発注の予定がございます。残りの発注についても計画どおり進めていきたいと考えております。

それから、3番目の中山間地での世帯数が減少している地域の振興策ということで、農村

環境の振興というところからのお答えをしたいと思います。

鹿島市は地理的な条件で中山間地域の農業集落が多く、水田や果樹園などの営農が地域的には主な特徴と考えております。全国的に農業者の高齢化、後継者不足による農業者の減少が続いている中で、佐賀県や鹿島市においても同様の状況となっております。特に生産条件が不利である中山間地域において、農業や集落機能を維持していくことは大きな課題となっております。

市としましては、これまでも中山間地域等直接支払制度や農地多面的機能支払交付金などを活用し、耕作放棄地の拡大防止、農業生産活動の維持、また、そのための農業用施設の維持管理や長寿命化の取組を支援し、それから、担い手確保のための後継者、新規就農者への支援、それから、担い手への農地の集積、集約化の施策に取り組んできております。

こういった取組によって、中山間地域においても農業・農村機能の維持、継続においても一定の効果は出ているものと考えております。しかし、先ほど申しましたように、全体的に農業者の減少とか高齢化が進行している中で、中山間地域での世帯数や人口の減少は今も進行している状況でございます。

これからにつきましても、これまでの取組に加えて、今年が初年度となります第七次総合計画の中で、第1次産業における多様な担い手の確保を新しい施策として掲げており、その一つとして、農業への企業参入、農業への就職の取組なども進めております。

先日の議案審議の際にも説明をさせていただいた七開地区への放牧事業を行う企業の農業参入については、耕作放棄地の解消、雇用の創出など、地域農業や地域活性化の効果があり、さらに、こういったことが一つのモデルとなり新たな参入の動きにつながることも期待をしております。

今後こういった様々な中山間地域の農業の継続、農地の維持、地域の活性化につながる取組を継続することは大事であると考えております。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、災害復旧の進捗状況と、あと、河川上流部の砂防ダムなどの現状について、それと、地滑り防止施設の維持管理についての3点についてお答えしたいと思います。

まず、災害復旧工事の進捗状況ですが、都市建設課で所管する市道災害につきましては、補助災害10件は5工事に集約し、昨年11月24日に契約し、3月末時点で4工事については完了をしているところでございます。

残り1か所の市道中川内～広平線の災害1件につきましては、河川護岸と併用の施設で雨天時の水位上昇や他の工事関連などで工事期間に制約がかかりますので、繰越工事として7月末完了と見込んでいるところでございます。

また、1か所、被災額が600千円以下の単独災害につきましては、舗装工事17工区、路肩復旧工事20工区をそれぞれ1つの工事として、今年1月12日に契約しまして、箇所数が多く、市内に点在していたため、繰越工事として7月上旬で復旧が完了する予定をしておるところです。

続きまして、杵藤土木事務所管内の鹿島市内での災害査定後の工事予定箇所につきましては、河川が40か所、道路が2か所の全42か所でございます。今年5月末時点での発注はおおむね完了されておりまして、早いところでは工事に着手されており、本年度中の復旧を目指されているところでございます。

続きまして、災害家屋の復旧についてです。

昨年の7月豪雨で災害救助法の対象となった被災家屋は3件ございまして、今年3月末時点では全ての家屋は修理が完了しているということになっております。

続きまして、河川上流部の砂防ダムの現状ということですが、河川上流部にある砂防堰の役割は、土石流や流木などによる被害を防ぐことや、河川、水路の縦断勾配を緩やかにし、土砂のスピードを抑えて、河川、水路の浸食や山の崩壊を抑制する働きがございます。また、河川の床止め工は、急流河川の場合など、河川の河床にコンクリート壁を造り、洗堀防止をする働きがございます。時間がたつと砂防堰や床止め工の背後に土砂がたまりますが、これは河川や水路の勾配を緩やかにして地山の安定を図っているため、堆積しても問題はございません。ただ、施設点検などで異常な土砂の堆積が認められれば、現地を確認し、河道掘削が必要と判断されれば対応することとされておるところでございます。

続きまして、地滑り防止工事ということですが、これは恐らく急傾斜地崩壊防止施設の件だと思います。この維持管理についてお答えします。

国庫補助事業を県営事業などで整備された急傾斜地崩壊対策工事施設の維持管理につきましては、家の裏に構造物を造られる場合、施設用地を県有地として取得することから、施設についても県の所有物として維持管理をするとなっております。ただし、急傾斜地崩壊対策事業が、本来個人が行うべき工事がある一定の要件の下、県が代わりに行うという受益者が限定された事業であることから、日常的な維持管理、清掃とか伐採とか簡易な枝打ちなどですけれども、これについては受益者である地元の方が行うこととされております。

擁壁や落石防護柵、防護ネットなどの施設につきましては、基本的には県で管理することになってはいますが、現状は維持管理が定期的に行われていないのが現状でございます。

もし施設に損傷などがございましたら、まず土木事務所、もしくは都市建設課へ御連絡いただきまして、土木事務所と一緒に現地確認して個々に対応していきたいと思っております。

また、国から補助を受けない県の単独事業で急傾斜地崩壊対策工事につきましては、施設用地を公共用地として取得していないことから、土地と一体となったものとして土地所有者の財産としての取扱いとなりますので、土地所有者の管理となってきます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

それぞれに御答弁をいただきまして本当ありがとうございます。

ただ、今回の総括質問の中で私も非常に気にして質問したのが、アメダス基地の建設はぜひこれは強くお願いできないのか。何でかといいますと、これは地方自治体がまたがっております。またがっているからこそ、逆に話を合わせてお願いをすれば通るんじゃないかと思っています。多良岳山地というのはこれだけ広い中で、新聞報道では、気象庁自体が去年あたりから非常に問題になっております線状降水帯の発生状況を知らせることも今日から改めて始めるようでございます。確かに、今までは予想するのが非常に困難だというのは、佐賀地方気象台に確認したときもそういう話でございましたけど、去年の熊本豪雨を見てもすごい水害が発生しましたので、そのあたりを含めて、こういうふうな気象情報を出すためにもアメダス基地というのは非常に大事なんじゃないかなと私も思っておりますので、これは引き続き御検討をお願いしたいと思っております。

それともう一点、総務課のほうからお答えいただいた防犯カメラの件でございますけど、やっぱり地元からすれば今の負担額では非常に大変だということが多うございますので、いろんな工夫をやりながら、これは経費を下げるための工夫なんですけど、それをやっておられるところもございますので、ぜひそういうことも検討していただきたいと思っております。

それとあと、ダムやため池の事前放流の件なんですけど、特に鹿島の場合はダムといいますと中木庭ダムでございますけど、この中木庭ダムの水位はなかなかそういう意味では、今までは1メートル程度しか下げておりませんので、これはまた次の項目で詳しく質問いたしたいと思いますが、これについてはぜひ今後も継続して検討をお願いしたいと思っております。

それともう一つは、7月豪雨での災害復旧工事の状況については、これは非常にそれぞれの工種ごとに実際数字的にも進んでいると思います。私も浜川、石木津川、それと木庭川については、その源となるところと、あと、非常に災害が厳しかったところ、歩いて点検をいたしました。だから、そういう意味では、ちょうど被災前の状況と比べれば非常に安心できるような状況をつくってもらっているなどと思っております。ただ、この雨の降り方も、去年以上に降ったときにはそれ以上の対応になってまいりますので、そのあたりは大変かなと思います。

それと、今から質問いたしますのは、3月議会の私の質問に対していただいた市長の答弁で気になったところをお尋ねしたいと思います。

1つは、鹿島のまちは江戸時代以来、水害に強いまちではなかったと。この象徴的なことが、北鹿島にあったお城を高津原に移すなど、水害に悩まされてきた歴史を持っていると。また、災害に強いまちとは何なんだろうといいながら、決定的なメニューはないと言われました。その水害に悩まされ続けてきた北鹿島地区が、22年前に圃場整備が終わっております。それで、圃場整備が終わった時点から、20年以上前から、大雨が予想されると徹底して幹線水路の水位を下げておられます。それで、去年の7月豪雨の際も水害が発生しておりません。ただ、一部の地区で鹿島川へ排水するためのポンプを回せなくて強制排水ができなかったというところがございます。ただ、ここは一部の家屋が浸水をした程度で、昔から水害に非常に弱いと言われていたところでもこういうふうに通年で頑張っておられます。だから、このように頑張っておられる地区に対して、市としてどういう水害防止対策をして一緒になってその水害を防いでいくのか、そのあたりの考えはございませんか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

直接私に御質問があったのかどうかというのは若干釈然としないところがありますけれども、私の3月の答弁を引き合いに出して御質問されたので、そのときのことも思い出しながらお話をしておいたほうがいいかなと思う点がありますので。

まず、3月のときの議論は、たしか第七次の計画の内容についての議論だったと思います。私の話は、しごと・ものづくり、ひとづくりは、従来とラインは変わりませんよというのが一つあったと思います。もう一つは、鹿島のまちは、伝統的にといいますか、市民団体、企業、行政、みんなで総力戦でやらんと、ほかのまちにやられてしまうよというようなことを言ったと思いますね。そのラインも変わっておりません。

ただ、一番変わったのは何だったのかなと言った記憶があります。その一番変わったのが、国策でもありますけれども、国土強靱化という流れの中で、災害に強い経験もしましたから、そういうまちづくりに力を、軸足を置きましょうということを申し上げたと思います。

引用していただきました、鹿島は歴史的に水にあんまり強くなかったというのは事実だと思います。江戸時代もそうですし、最近まで、10年か15年置きに大体水に悩まされるということがありました。市民みんな体験しております。そのときに使った言葉で、決定的なメニューがないというのは何もせんという意味じゃなくて、その意味は、これだけやれば大丈夫というのはありませんよという意味なんです。地域の置かれている地形的な、歴史的な条件の中で、しかも、現状を踏まえて、これだけやれば終わりですということはないという意味で言ったんですけれども、反省を込めて申し上げますと、鹿島は水害に強くはなってきたと思います。それは、この議場におられる方の体験でも、昭和37年くらいの災害からは大体皆さん体験しておられますから、だんだん被害の状況が変わってはおりますけど、少

なくなってきていると、何とかしてみんなで耐えているということだと思います。それがあ
る意味ではっきり分かったのが、実は去年の大災害があったからだと言ってもいいと思いま
す。少しずつ少しずつ先人の努力で強くなってきていると。

例えて、ちょっと時間を頂戴して言いますと、河川の堤防が改修を重ねて強くなってきて
おります。それが1つ。2つ目が、橋脚が、橋が流れると非常に被害が大きくなるんですけ
れども、下に橋桁があるのが減ってきているんですね。これは技術も少し進んできたからだ
と思います。ダムを造られて、それなりの効果を発揮してもらった。それと、避難所がき
ちっと整理されてきている。もう一つ、各種の情報がきちっと発信されるようになった、通
信手段も強化された。何しろ、自主防災の備えが鹿島のまちの中で市民の皆さんから出て
きていて、特にその前年の武雄の災害のときに多くの皆さんがお手伝いに行かれたというこ
ともあって、ボランティアというものが少しずつ実態として浸透して働いてもらったかなと
思っております。

ただ、それこそさっき言いましたように、全部終わったわけじゃないんですよ。残って
いるものが幾つかあります。特に最近では、国土交通省自体、考え方が変わってきておりま
して、従来は水害防止、防災といいますと、非常に分かりやすく言えば、水を避ける、よけ
るとというのが基本だったんです。去年8月ぐらいから、よく聞かれます流域治水、これは私、
勝手にこの前の記者会見で今年の流行語になるんじゃないかと言ったんですけれども、流域
治水というのが浸透してきておりまして、簡単に言うと、例えば、それまでは防ぐ機械で水
が来ないようにすると。今度は、水はあふれるもんだというふうに変えたんですね。
どういうことかといいますと、あふれてもいいけれども、困るほどあふれちゃ困ると。水は
そもそもあふれるもんだと考え方を変えましょうということになったわけなんです。それ
はいろんな地域で新しい計画をおつくりですけれども、ほとんどそれに基づいて設計をされ
ております。ただ、これは急に新しくなったわけじゃなくて、それこそ江戸時代より前に、
御承知だと思いますけど、全国に似たようなことで信玄堤というのがございまして、要す
るに、流水の弱さを高めて水が一気に災害を起こさないようにする、エネルギーを弱めるとい
う、同じような考え方があったわけなんです。ちょっとそれは横道ですけども。

あと、これからやらないといけないなと思ったことが幾つかございます。特に浜川の対策
を、十四、五ありますけど、その中で私自身が学習したことは、1つは対策本部とかのつく
り方、情報の流し方、これはやっぱりもう一回見直さんといかんというのが1点です。2
点目が避難所の準備の仕方、避難所にどうして避難したらいいかということをしちっと頭
に入れておいてもらったほうがいいと。何も皆さん避難所にお見えになることがいいわけ
じゃなくて、避難する途中でやられたという人がいっぱいいますからね。そうすると、いわゆる
今の言葉でいいますと、垂直避難とか、そういうことも考えておかないといけないと思いま
す。

それから3番目が、さっきもちょっと議員がおっしゃいましたけれども、排水装置を改良してもらわにゃいかん。これは具体的に県に私申し上げました。排水装置を危ない中を人間が行って動かさんといかんというのは二次被害になっちゃうよというので、いろいろ余地がございます。

それからあとは、アメダスとちょっと言われたので、この話と少しずれますけど、お話ししておきますと、アメダスというのは御承知のとおり、17キロぐらい地域を碁盤の目のように区切って、その中で1か所、特にこの地域は雨量計を置いておりますけれども、雨量計を置くという、これはシステムなんです。だから、実現可能性として、新しく造ってくれというのは正直言ってなかなか難しいと。ただ、同じような能力を持った雨量計が市内にも5か所ほど置いてございます。ですから、アメダスを置くのが実は目的じゃなくて、それをどう使うかという、市民の皆さんに情報を提供する手段なんです。したがって、今の情報の伝え方がもし改善すべきことがあれば考えて、例えば、奥山とか、中木庭ダムとか、飯田地区にも置いてありますから、そういうのをなるべくリアルタイムに提供するというのであれば、むしろアメダスを置くことと同じ程度の御要望、市民の皆さんの要望に応えられるかなと思っております。

ちょっと横道になることもありましたけれども、私のほうからお話をしておいたほうがいかなと思ったのがありましたので。

以上です。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

今、市長のほうから、北鹿島地区を含めた、今まで災害に決して強いまちではなかったことについてのいろんなお話をいただきました。

その中で、確かに私は北鹿島地区の頑張りを御披露したところなんですけど、できるなら、それだけ頑張っている北鹿島地区に対して、市としてどういうお手伝いができるか。私が考えているのは、まず、この地区は塩田川と鹿島川に挟まれております。だから、地元としてできるのは、その地域内の水があふれないようにすることでございますが、今度は両方の挟んでいる河川から、これはオーバーして越水してくれば、そういうのも何の役にも立たないような状況になってしまうわけでございますけど、まず、塩田川、ここについてあふれないような対策、私が3月議会で質問したときには、塩田川のほうは堤防ののり尻を強化されておりますと。だから、大きい堤防の崩壊がないように一応そういうような強化をされていましてという話なんですけど、このほかに私ぜひ考えたいのは、ダム管理の水位の問題をぜひ梅雨前に県のほうと具体的に協議をしてほしいと。それで、杵藤地区に関してはいろんな協議会を設けて話し合いをされております。今年5月21日に白石町のほうがお世話役でそういうふう

な協議会の中でもお話をされています。

ただ、その中でどういう話が出たか、詳細は分かりませんが、まず、鹿島市としてはぜひお願いをしたいのは、その3つのダムの管理についてなるべく低水位で管理していただくようにという話もしていただきたいなと思っています。特に深浦ダムについては、あくまでこれは治水ダムでございますので、本当に今の状況でも90%、6月初めは100%水がたまっている。だから、こういうような治水ダムというのは、多目的でほかに水を使うようなダムではございませんで、あくまで防災目的でございますので、そのあたりのお話をしてもらおう。それとか、岩谷川内については、去年もそうなんですけど、かなり水位が低かったようです。今の状況を調べても7割程度。ただ、横の横竹ダムについては、ほぼ満水をしています。だから、そう言いながらも、横竹ダムについては水道水等のそういうふうな水の問題が非常に少のうございますので、本当は下げる分、下げてもらったほうが非常に下流域は安心するのかなと。そういう状況もあるもんだから、まず、塩田川についてはそういうお話をぜひ進めていただきたいのと、もう一つは鹿島川のほうでございます。

鹿島川というのは、3月議会でも申し上げましたけど、鹿島がどんなに頑張っても半分は嬉野市のほうから流れてくるもんですから鹿島市だけでは解決できないんですけど、まずは鹿島市内のほうから流れ下る今の現状、この水を少しでも減らせないものなのか。特に私が心配して申し上げたのは、鹿城川というのが本城地区のほうからちょうど蟻尾山の4ため池を通じて、それぞれ鹿島川に流れ下っています。ただ、1つの観覧堤については、これは一番下の堤になるんですけど、これは直接、中川のほうに水を戻しています。ただ、杉本堤、濁堤、西堤、これらの堤については、最後全ての水が西堤に集中して、鹿島川のほうに全て流しておりますので、このあたりを雨季前に下げられないものなのか。

それで、私がえっと思ったのは、4月25日から5月10日まで、この鹿城川を清掃するために東三河内の水門のところまで水を全部、流れないように止めておりました。そうした結果、2週間程度たったら西堤の水がかなり下がったんです。それで、この西堤の水については、実際、下流のほうで農業をされている方もお話をしているんですけど、水はそこまで要らんもんねと。前はいろんな農業をするのには必要な水だったけど、今は本当に一部の農地しか残っていないので、水は要らんもんねとはっきりおっしゃいました。だから、そのあたりの状況もあるのに、何で西堤の水位が下がらんのかなと。

それで、これについては3月議会で答弁を求めたときにも、ちょっと私に実態とはかけ離れた話もされました。ただ、そう言いながらも、鹿島川の水位をいかに下げるかという問題がございますので、そのあたりは地元の北鹿島ではどうすることもできません。

それで、私も西堤の水を下げるために、地元で管理しておられる方と直接お話をしました。ただ、あなたの言うことは分かるけど、実際は市のほうからお話がないと検討できんもんねとおっしゃっていますので、そのあたりを含めて、市のほうでできる対策をお願いしたいと

思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お尋ねの高津原地区のため池の水位の低下をさせておくというような取組についての質問でございます。

今現在、4つのため池が高津原地区にございますけれども、これについては議員がおっしゃるとおりに、西三河内から鹿城川のほうを流れて、観覧堤のほうはおよそ中川のほうに戻っている。それから、もう一つのほうは、西堤のほうを流れて黒川のほう、鹿島川のほうに流れていくというふうな状況ということを知っております。

雨のときについては、もともと鹿城川、堤については地元の管理ということでしていただいておりますけれども、大雨が降るときには西三河内の堰のところを高津原区のほうで止めるなり調整をしていただく。最後、堤に入る手前の妙見のところの堰というか、多いときにはそこを開けて、また中川のほうに事前に、堤に入る前に落とすというふうなこともされていると。

あと、鹿城川のずっと流れている、山の斜面のほうから当然、雨水というのが入ってくるということで、そこについては西三河内、東三河内の方法で、途中途中の堰で管理をされているということをお伺いしております。最終的に大雨のときに堤のほうの水の調整ができないか、事前にできないかということでございます。これにつきましては、先ほども申しましたように、地元管理が基本でございますけれども、そこに農業者の方のかんがい用水というところと、それから、下流域の防災機能の調整が必要になってくると思います。

議員が言われる地元のほうでもそういった取組については可能性として言及をされているということでございますので、市としましても関係機関、防災関係課、それから、農水のほうも関係しますので、そういったところと今後、地元のほうともいろいろと情報共有しながら、可能なかどうなのかを含めてお話をしていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

ありがとうございました。水管理については非常に難しい問題もありますけど、これは本当にこの雨季を控えて、避けて通れない重要な課題でございますので、今後とも管理についてはよろしくお願いをしたいと思います。

そしてもう一つ、3月議会の中で答弁をいただきました中木庭ダムの水位、これは非常に管理する面では、直接は県のほうが管理していますので、なかなか市のほうからの答弁とい

うのは難しいかなと思うんですけど、3月議会の答弁で私も非常に気になるのは、中木庭ダム
の水位を現在大体1メートル程度下げて管理をしておりますけど、これ以上に下げて管理
するということはなかなかできないと。それと、この水位については、佐賀県と鹿島市水道
課と火力発電関係者との間で治水協定を締結して管理をしておりますと。さらに、杵藤圏域の
2級水系既存ダム、洪水調節機能強化に関わる協議会も立ち上げて、この既存ダムの管理に
ついては協議をしておりますという答弁でございました。

ただ、今年の雨季前にはこの協議会の開催はまだあっていないと思います。ただ、この協
議会の規約を私改めて読ませていただいたんですけど、協議会の第2条に目的をうたわれて
おります。この目的に掲げられておるのは、杵藤圏域内の2級水系の既存ダムの有効貯水容
量を洪水調節に最大限活用できるよう、必要な事項について関係者が連携して協議するこ
とを目的にすると、これは明記されております。これについては、令和2年6月24日から施行
をされております。今年の雨季前に、私からすれば、現在使わない水道水130万立米を洪水
調節の対象の水にしないのかどうか、これがなかなか私は理解できません。

それと、これは県の河川砂防課のダム管理担当とやり取りをして資料を頂いたんですが、
去年の中木庭ダム、7月6日、これは鹿島市内でも洪水警報等が出ました。まず、10時頃、
第1回目の警報が出て、16時頃、レベル5と言われるような洪水警報まで出されました。こ
の中木庭ダムについても、7月6日の18時にダムの水位が一番高くなっております。それで、
今まで関係機関で協議をして1メートル下げておられた水位が、18時には降雨の影響で8.6
メートル上昇いたしました。それで、洪水調節容量の最高水位、これはサーチャージ水位と
言いますが、5メートルの高さまで迫っております。

画像を準備しておりますので、この画像を使いながら分かりやすいと思いますから、
ちょっと説明をしたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これはまず、中木庭ダムの通常の管理でございます。それと、水害時にはどういうふうな
管理をするかというのがこの図面に表れていると思います。

それと次が、この画面は、中木庭ダムに利水容量としてどれくらい、洪水調節容量として
どれくらいということで上がっております。それで、最高水位と言われるところが、この
サーチャージ水位と言われる236.5メートルの水位でございます。この236メートルというの
は標高でございます、ここまで上がったら当然、ダムの一番高いところから水が外に流れ
出します。このサーチャージ水位と言われる一番高いところに、雨のときには5メートルの
高さまで水位が上がっております。

それでは、その対策として何をするかといいますと、ダムの中に貯留されている水道水130
万トン、これを洪水調節に利用すると、約9メートル水位を下げるができる。洪水対策として
どの程度事前放流するか、関係機関と早急に話し合うことが必要だと思っておりますが、どうで

しょうか。そういうふうにしないと、なかなか中木庭ダムというのは私たちの生活には見えてきません。

ただ、私も7月6日の中川の水位については非常に気になりましたので、チェックしていたんですが、中川の水位自体は7割程度の水位で、上の3割は空いておりました。ただ、それもダムのあるおかげかなと思って、改めてダムのありがたさを感じていたところなんですけど、そういうことで、今は全く使わない水道水を本当にそういうふうな利用ができないのか。このあたりは水道課長の答弁というのはなかなか厳しいと思いますが、再度答弁いただけますか。お願いいたします。

○議長（角田一美君）

染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

それでは、お答えします。

まず、御質問の中にあつた杵藤圏域2級水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会の開催状況ですが、これは池田議員御指摘のとおり、本年度の開催はあつていないところでございます。

この協議会の協議事項は、規約の第3条に定めているとおり、治水協定の締結に関すること、工程表の作成に関すること、その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関することとなっており、昨年度に治水協定を締結しておりますけれども、この協定の見直し等が必要な場合は開催されるというふうに認識をしているところです。

次に、先ほど映像を使って池田議員より、昨年7月豪雨における7月6日の水位の紹介がございましたが、私どもが県からいただいた数値でも、7月6日の18時頃の最高水位が洪水時最高水位まで残り5.41メートルとありました。ただし、ダムの形状はすり鉢状になっておりますので、上に行くほど容量は増えてまいります。したがって、貯水量で紹介しますと、中木庭ダムの平常時最高貯水位より上の空間である洪水調節容量は350万立方メートルありますけれども、7月6日の最大時貯水量は196万立方メートルで空き容量は154万立方メートルということで聞いております。

また、先ほど保留されている水道水130万立方メートルを洪水調節に利用すると約9メートル水位を下げることができると説明がありましたが、私どもが県からいただいた数値では、水道用水として貯留している130万立方メートル全てを放流したとすると、平常時の最高貯水位から約7.4メートル水位が下がる計算になるとお聞きをしております。

それでは、今回の質問の御趣旨と思われるダムに確保している水道水130万立方メートルを洪水調節に利用することが中木庭ダム下流域の防災を考える上で大切な取組であると思うということで見解を求められておりますが、今、池田議員おっしゃるとおり、中木庭ダム下流域の防災を考える上で、ダムの事前放流による洪水調節機能強化の取組は非常に大切な取

組であることは異存のないところでございます。そのため、昨年度、県の求めに応じ、水道課だけでなく、市の関係部署も含めて説明を受け、出水期におけるダムの期別貯水位1メートル低下の運用に対する協議や治水協定への締結に同意をしたところです。ただし、出水期におけるダムの期別貯水位低下におけるさらなる水位低下については、治水に対する効果と、あと、利水に対する影響度合いについて議論すべき部分があると捉えております。

3月議会の際もお答えしましたが、中木庭ダムのダム管理者及び中川の河川管理者は佐賀県となっており、ダムの運用に係る利害関係者との調整については、先ほど申し上げた協議会の中で協議を行い、佐賀県と利害関係者が対等な立場で協議、調整して運用されているところです。

この利害関係者との調整については、鹿島市水道事業以外の関係者もおられ、昨年度は中木庭ダムに設置されている小水力発電の事業所においては、水位を下げることによる発電能力の低下への対応、渇水対策における鹿島川（中川）水利用連絡会との調整など、個別説明された上で運用を開始されています。

今後さらなる貯水位低下が必要なのか否かは、ダムや河川の管理者である佐賀県において検証されると考えておりますが、仮にさらなる貯水位低下が必要になった場合、先ほど申し上げている協議会や水利用連絡会の中でさらなる貯水位低下が可能かも含めて、関係利水者等との協議、調整が必要になると認識をしております。当然、協議の場が設けられましたら、今後の水道事業としての計画や将来的な水源確保の必要性など、その時々状況を踏まえながら検討した上で市として適切に判断していくものと考えておりますが、中木庭ダムにおける水道用水は将来の水源のため、今後も確保していく必要があります。仮にさらなる貯水位低下について協議を求められた場合、渇水時において元の水位に戻せるかというリスクや深刻な水不足が生じた場合の損失補填についても（発言する者あり）議論が必要になると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

これは本当に答弁が私も長過ぎると思っています。

ただ、本当に気になるのは、この中木庭ダムというのは鹿島市民にとっても非常に大切なダムでございますので、水位を下げて本当に下流域の市民が安心できるならば、最大限のことをぜひしていただきたいと思います。

それともう一つ、これは要望事項が今日はあったので、要望だけにとどめておきますけど、中川水系で、ちょうど能古見小学校の下から下流にかけて9本の可動堰がございます。この可動堰というのが、中川につけておりますのは2メートル以上の高い可動堰になっておりま

すので、水害時に流れ下る水の量、この流れ下る音、ゴーゴーという音が、これは自動的に倒れるようになっているんですけど、ある一定水位まで上がらないと倒れないもので、かなりの音がします。そのダムの可動堰の下のほうに住んでおられる方が非常に高い音で夜も眠れないという話をされますので、まず、雨が降ると分かればダムの水位を下げる、そのあたりを含めて農林のほうでぜひ検討をお願いしたい。これは可動堰を管理するための協議会もつくっておられますので、そのあたりの関係のそれぞれ部落の生産組合長さんあたりとお話をされて、前もって雨が降ると分かれば倒すと。倒しておいて、その時点では可動堰から取る水は要りませんので、堤防内に流れ込む水を防ぐということと、流れ落ちる音をなるべく下げるためにも、ぜひ倒すことで検討していただきたいと、今日準備をしておりましたので、そこまで言って終わりたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12番議員の徳村です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目に、新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種について。2点目が、教育現場における安全・安心の取組と対策。そして最後3点目が、情報公開について。この3項目について質問をしてみたいと思います。

先日の福井議員の質問と重複する点もあるかと思いますが、御答弁よろしく願いいたします。また、今回は詳細の部分の質問が多くなりましたので、御答弁はできるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。

まず第1点目の新型コロナウイルスについてですが、現在、第4波に入って、収まりを見せているようでございますけれども、まだまだ変異ウイルスが蔓延して、この鹿島市もその驚異にさらされております。最近では、緊急事態宣言やワクチン接種等により、少しずつ陽性者は減少傾向にありますが、まだまだ油断はできない状況であると思います。そして陽性者が増加することによって、病床の逼迫、通常診療への影響が懸念される場所があります。

市内の医療従事者の皆さん、または医療関係者の皆さんには大変な現状だとは思いますが、まず鹿島市内の病院、医院におけるコロナ感染症による通常診療への影響がどのような形で

出ているのか。また、影響が出ているのであれば、行政として何らかの支援策は考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

次に、教育現場における安全・安心の取組と対策ということで、最近では、爆破予告や盗撮といった事案が相次いで起きて、子供たちの安全が脅かされているように感じます。市内公共施設での爆破予告のときは、私も明倫小学校の門の近くで下校する児童を見守りました。何事も起きなかったので、一安心したところでした。しかし、その後、4月22日の16時頃、下校中の児童がスマホで盗撮されるという事案、そしてまた、直近では5月31日16時頃、下校中児童が見知らぬ男に後ろからつけられるという事案も報告がっております。

ここで私が強く感じたことは、学校見守り隊や青パトの皆さんが、事件に遭遇したときの対処法を事前に学んでおく必要があるのではないかというふうに感じました。盗撮事案が報告された後、小学生が名前札をつけていないことにお気づきの方もいらっしゃると思います。これは誘拐などといった犯罪に子供が遭わないために、また盗撮されても、顔と名前が個人から特定されることを防ぐために名前札をつけないようにしているからです。自分の名前を呼ばれると、子供は自分を知っている人なんだと警戒心が薄れます。子供をだまして犯罪行為をたくらむ人にとって、子供の名前は有利な情報になります。また、ネット上で顔と名前が知られてしまうことが危険につながることもあります。

名前札は学校に置いておき、登校してからつける。ただし、これは学校の判断に任せられています。子供が小学校に入学する前は、学校側から全ての持ち物に名前を書くように指示があります。当然、ほかの子供たちと持ち物を区別するために必要性があるからです。しかし、先ほど言ったとおり、名前を書くことで、場合によってはそこから個人名という情報が不審者に知られてしまうという可能性も生まれてきます。確かに、名前を見せないようにすれば犯罪防止には役立ちますが、一方で、事故や災害時を考えるとどうでしょうか。大きな地震が発生して避難するような事態では、むしろ避難者の一人一人がどこの誰なのかが分かることが大事になってきます。また、大事故のときの対応もしかりです。

このように、防犯上では書きたくない、知られたくない子供の名前ですが、むしろ事故や災害時には名前が分かることが重要になってきます。防犯上では個人を特定されないように、一方で、事故や地震発生などの災害時には、個人の存在を明確にする必要があることがお分かりいただけたと思いますが、実際どうしたらよいのか。ただ、名前札をつけない、名前を書かないといった現状の対応では、事故や災害に対しては十分ではありませんから、犯罪といった一つの視点ではなく、災害や交通事故のときはどうかといった複眼的な見方で考えることも必要だと思えます。

私も毎朝子供たちの登校時の見守りを続けて、早いもので16年になりましたが、名前札を見ることで名前を覚え、そして名前で話しかけることによって子供たちは心を開いていろいろな話をしてくれます。そして、万が一、事故に遭ったとき、住所、名前、血液型など分かれ

ば即座に対応することができます。このようなとき、名前札はかなり重要な役割を果たすものではないかと思えます。本来、名前札は、児童同士が相手の名前が分かるようにしたい、万が一のときに血液型や連絡先などが分かるようにしたりするためのものです。名前を書くことの危険性と重要性、メリット、デメリットをしっかりと議論した上で、今後も慎重に対応を行っていただきたいと思えます。

ここで質問ですが、名前札を外すことについては、防犯上、私も賛成の立場ではあります。先ほど申し上げたこともございますので、お聞きしたいと思えますが、登下校で名前札を外すことについて、教育委員会ではどのような話し合いがなされて、またどのような意見が出されたのか、お伺いをいたします。

最後に、情報公開について質問をいたします。

「広報かしま」の5月号に情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況が記載されておりました。「鹿島市情報公開条例第23条および個人情報保護条例第36条の規定に基づき、令和2年度における各実施機関の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況を公表します。」ということで、公文書の開示請求等の件数及びその処理状況が記載されておりました。市長と教育長、教育委員会に開示があっており、全部で市長が7件、教育委員会が22件ありました。そのうち、市長が一部公開が4件、不開示が1件、教育委員会で一部開示が8件、不開示が6件でした。それぞれ一部開示、不開示になった理由をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは私からは、市内の病院、医院におけるコロナ感染症による通常診療への影響について御説明いたします。

コロナ禍にある市内医療機関の通常診療への影響でございますが、市内医療機関では、コロナ禍による新たな対応として、感染予防対策の実施、南部地区PCR検査センターへの医師、看護師の派遣、個別接種の実施、集団接種への医師、看護師の派遣など、通常業務への影響が大きいものと考えております。また、市内医療機関においても、受診控えによる影響があり、特に小児科においての受診控えが著しいとのことでもあります。

なお、ワクチン接種事業については、国や県の支援が現状行われておりませんので、市独自に新型コロナウイルスワクチン接種協力金交付事業を計画し、個別接種及び集団接種に協力いただく医療機関に対しまして、ワクチン接種に伴う接種体制整備への協力金を支給するよう計画しております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

私からは、教育現場における子供たちの安全・安心の取組、登下校時に名前札を外すについて、教育委員会ではどのような話合いがなされたか、またどのような意見が出されたのかと、情報開示の一部開示、不開示になった理由の教育委員会部局に係る分についてお答えをいたします。

まず、教育現場における安全・安心の取組ということで、登下校中の名前札の着用については、防犯上の問題もありまして、以前から全国的に話題となっていたところです。そういった中、鹿島市におきまして、昨年10月に登下校中の盗撮がっております。その画像がインターネットに投稿されるということで、ちょっとした事件となっております。その際、警察の指導等を参考にしまして、防犯の観点から、登下校中は名前札を外すということに急遽なったもので、教育委員会の中では、この決定に特に異論はあっていないところです。

次に、情報公開についてです。

教育委員会部分で一部開示としておりますのは、大きく分けて次の2つの理由によるものです。1つ目は、特定の個人を識別する情報が含まれており、公にすることで個人の権利、利害を害するおそれがある場合ということで、令和2年度に発生しましたいじめの概要、学校等対応資料一式の報告書などが該当しております。特定の個人を識別する情報部分が不開示となっております。2つ目が、開示したときに、事務事業の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある場合です。令和3年度の中学校教科用図書に関する書類の採択、協議会委員名簿などが該当し、個人の氏名部分などが不開示となっております。

次に、不開示につきましても、理由が2つに分けられます。1つは、議事録を作成していないため、公文書そのものが存在しないというもので、中学校教科用図書に関する書類の調査研究委員会議事録、選定委員会議事録などが該当しております。これらの委員会の活動は、それぞれ研究調査書選定報告書という提出物を作成いたします、いわゆる作業部会の位置づけとなっております、議事録がなく開示はできておりません。ただ、会議の成果物ですね、研究調査書選定報告書そのものにつきましては、同時に請求がされておりました、既に開示がなされております。

2つ目の不開示理由は、特定の個人を識別する情報が含まれているためというものと、事務事業の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるためという、ちょっと複合的なものとなっております、令和2年度に発生いたしましたいじめの概要、学校等対応資料一式の学校いじめ防止等対策委員会議事録などが該当をしております。

教育委員会部局からは以上となります。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

それでは私からは、徳村議員の質問項目の3番目、情報公開の質問について、市長部局に係る分について、一部開示、不開示になった理由についてお答えいたします。

まず、一部開示とした理由についてですが、大きく分けて3つの理由によるものです。1つ目として、特定の個人を識別する情報が含まれている場合。これは他の情報と照合することにより、その個人を特定できる場合も含まれます。これには防災情報伝達システム整備工事入札の契約関係書類、保育所広域入所の取下げに係る文章、肥前鹿島駅全体構想策定プロポーザル選定の2次選定時の業者提出提案書が該当します。

2つ目に、当該事業または将来、同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがある場合。北鹿島小学校の放課後児童クラブ新築工事の建設材料等の見積価格が該当します。具体的には、全体の工事費用の予定価格は公表しておりますが、積算を行う上でのそれぞれの単価や算出の計算式については、今後の同種の工事に影響するためです。

3つ目に、法人の事業面上の地位を害すると認められる場合。これは法人印の印影などが含まれ、防災情報伝達システムの整備工事の入札契約関係書類が該当いたします。

次に、不開示とした理由ですが、これは損害賠償の責任制限に関する行政文書条例が該当しまして、不開示の理由といたしましては、条例自体を制定していないため、公文書を所有していない、文書そのものがないという理由によるものです。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

それでは、ここから1つずつ詳細について質問をしてみたいと思います。

先ほどコロナ対策で病院における通常診療への影響が出ているかどうかということで質問をいたしましたけれども、受診控えということで、小児科が特に出ているというふうなことでいただきました。そしてまた、その後、接種協力金の交付金というのがあるということで先ほどお伺いしましたけれども、市として、このようなときの具体的な支援策というのをお考えではないのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

こういうふうな緊急事態といえますか、コロナ禍における医療機関への援助がないのかというふうな御質問だと思いますけれども、国、県もこの感染予防対策について、適宜補助等行われております。私どもも今回は、先ほども申しましたように、予防接種関係に関する国、県の援助があっておりませんでしたので、国、県が実施していない部分、そういうところへ

の援助として今回の支援を行うものでございます。

こういったコロナ感染の状況、まず、誰もが経験していない状況であり、我々も対応については苦慮しているところでございます。そういったところで、こういうふうなことを経験として、今後、議員がおっしゃったような内容についても検討していく部分はあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今回は、第4波で収まりつつありましたので、ただ今回、やはりまだオリンピック等あって、第5波というのも考えられておりますので、ぜひそういった部分については、また具体的な検討をしていただければというふうに思います。

次に、個人で自発的に行うPCR検査に必要な検査費用の補助、あるいは無償化といった施策は考えていないのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

この件につきましては、昨日も松尾征子議員からお尋ねがございましたけれども、現在のPCR検査の整備状況ですが、県内における保険が適用されるPCR検査の環境は、県と医療機関の契約により整備拡充が進み、鹿島藤津地区医師会、武雄杵島地区医師会におかれましては、昨年12月から南部地区PCR検査センターを開設されており、地域における検査体制の整備が進んでいるものと考えております。

このような中、現在、感染予防対策として最も有効とされるワクチン接種を開始しておりますので、現状といたしましてはPCR検査の拡充に関する施策は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ほかの市町がどのような対策をされているかというのを少し調べてみたところ、お隣の武雄市、ほかの町もそうでしたけれども、武雄市にこういうのがございました。1回につき500円で、何回しても1回500円で検査ができるということで、その補助や負担をしているわけですが、武雄市自体は、発生するのも早かったし、人数も鹿島市よりも多いということで、こういったことをせざるを得なかった背景があるのかというふうに思いますけれども、

今後さらなる第5波というのがやってきたときには、こういったこともやっぱり必要になってくると思いますので、そのときは改めて検討をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

県や国は、現在、福祉施設のほうに抗原検査のキット等を配布されているというふうな状況もございます。そういった状況等考えながら、必要であると判断したときにはそういうふうなことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

多分、国全体がそうなんでしょうけれども、今、鹿島市はファイザー社製のワクチンが使用されていると思いますが、今後、アストラゼネカ、モデルナ、ジョンソン・エンド・ジョンソン、いろいろありますけれども、希望をすればいろんなメーカーのやつを自分たちで選べるようになるのか、また逆にファイザーしか打ちたくないという人も中にはいらっしゃるかと思います。そういったケースのときはどういったふうに対応されるのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現状では国のワクチンの確保状況により、ファイザー社製のワクチンが配分されております。これ以外のワクチンについても認可されたものがございますので、将来的にはファイザー社製以外のワクチンについても配分される可能性はありと考えておりますが、現状では国から配分されるワクチンについて市町村がワクチンを選択できる仕組みにはなっておりませんので、国から配分されるワクチンで接種を行っていくこととなります。ただ、大規模接種センターにおいてはモデルナ社製のワクチンも使用されますので、接種手段の選択によっては、自らのワクチン選択も可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今度は、高齢者とか障害者の方が自分で接種会場に行けない場合、要するに接種会場や、あと病院で行う個人の接種ですね、これは自分の力で行けない方の対応というのはどういふふうにされていますか。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

接種会場に行けない方についてということで御質問だと思いますけれども、ワクチン接種については自らの意思で接種を受けていただくことになっております。また、重い疾患等で接種できない方だったり、接種を希望されない方もいらっしゃいます。そういう中で、あくまでも個人の意思でワクチン接種をしていただくということであれば、やはり会場への送迎等については、考える余地というか、考えるところに至っておりません。ただ、自宅療養の方については、訪問診療時の接種も可能でありますし、病院への通院において、病院の送迎を利用されている方もいらっしゃいます。

また、公共交通機関のバスやタクシーの利用を想定しておりますので、例えば、タクシーにつきましては、免許返納者とか障害者手帳をお持ちの方は割引がありますし、今度7月から配布されます「助かっ券」についても、このタクシーに利用できるということになっておりますので、その辺を御利用いただいて、自らの意思で接種を受けていただきたいと思っております。

先週から集団接種を5回ほど開催しておりますけれども、この集団接種会場へタクシーで来られる方を何人も見ておりますので、そういった形で御利用を公共交通機関でということをお願いしたいと思っております。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

午前中に引き続き、よろしくお願いをいたします。

先ほど市民部長の答弁がありましたけれども、少し対応が冷たいような気がしますので、先ほどの件は、「助かっ券」を利用しながらタクシーで行くということ、もちろんそれもありませんけれども、やはり行政がしっかりと、社協の車も最近動いていないんじゃないかなど

思いますので、そういったことも含めて、行政でできる範囲のことを考えていただければというふうに思います。

次に行きます。今、ワクチンを打っている方も多いと思いますが、やはりどうしても任意のために打ちたくないという方もいらっしゃると思います。様々な理由から接種を拒む方への差別、偏見、そして職場等においては、接種したくない人も受けざるを得ない雰囲気だったり、接種の有無で差別やハラスメントが起きるといった可能性もございます。介護職員さんがワクチン接種を受けなければ仕事を続けさせていただけないとか、接種を受けたかどうか、名前の公表があったりとか、市内ではまだこういうことは耳にしませんけれども、全国的にはあっているようでございます。それで、やはり誹謗や中傷が生まれてくるというふうなことも危惧しているところです。

こういったことに関して、行政が個人に対して不利益が生じないように、今後どのように配慮を行っていくかということが大事になってくると思いますが、この点についてどのようにお考えですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う不当な差別や誹謗中傷につきましては、市長からのメッセージや市の各種広報媒体を通じ、強い喚起をお願いしているところでございます。接種を受けることは強制ではなく、予防接種の効果と副反応のリスクの双方を理解していただいた上で、自らの意思で接種を受けていただくことになっております。また、重い疾患やアレルギーなどにより接種ができない方、接種を希望されない方もおられますので、これらのことを考慮し、接種のあるなしで差別がないよう、今後も広報等を通じ周知を努めるようにいたします。

また、不当な差別や偏見に関する主な相談先といたしまして、法務省人権相談窓口、みんなの人権110番、子どもの人権110番、女性の人権ホットライン、外国語人権相談ダイヤル、佐賀県人権相談窓口、人権啓発センターさなどがございますので、これらの活用もできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

配慮をする場合も、やはり個人個人で置かれている環境とか立場というのが変わってきますから、内容もちろん変わってくると思います。ただ、大人だけではなく、今後、子供た

ちの接種ということも出てきますから、そういった部分については、児童や生徒にもこれがいじめの原因につながってはいけないというふうに思いますけれども、この点については、今後これが行われることになった場合、その以前にきちんとした計画を持ってその配慮をしていかなければならないと思いますが、児童や生徒に対するケアですね、こういったところをどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

お答えいたします。

ワクチンに限らず、コロナの出始めのときから患者さんや医療従事者などへの偏見差別ということが言われておりますけれども、そういったことについても、そういった差別はいけないことだということで、啓発等を学校のほうでも行っております。接種自体は、特にそういったものからすると、自分たちは受けるというようなことで身近なものになっていきますので、ここについては今後もしっかり対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど保険健康課長から相談場所とか、どこに相談すればいいかということをおっしゃいましたが、結果的にはこの相談に行かれているときには、もう問題が起きているということですから、そうなる前にきちんとした対策を打っておいてほしいと思います。

次に、ワクチン接種の状況ですが、先日、福井議員のほうからもあっておりましたけれども、昨日と今日ではまた接種率も変わっていると思いますから、再度、簡単にいいです。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

接種率について御説明します。6月16日現在の高齢者の接種率でございますが、75歳以上の1回目の接種率は68.53%、2回目の接種率が32.12%。65歳から74歳までの1回目の接種率は25.44%、2回目の接種率が0.84%となっております。高齢者全体では1回目の接種率が48.02%、2回目の接種率が16.23%となっております。

なお、医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者の方々への接種については、多くの方が2回目の接種を完了されております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先日は2回目の接種率が27.4%、今日は32%ということですのでございますから、5%近く上がっているということが伺えるんですけども、ちまたでは、2回目の接種はやはりちゅうちょしている方も中にいらっしゃるということですから、そこはきちんとした周知が必要ではないかなというふうに思いますけれども、今いろいろわさが飛び交っている状況の中で、本当の情報なのか、うその情報なのかというのがなかなか一般の人には見分けがつかないと思いますので、正確な情報を出していただければと思います。そうすると、進捗状況は上がっていくんじゃないかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、今このような形で、昨日の答弁の中で大体7割、8割いけばいいんじゃないかなということを言われたと思うんですけども、今のところ高齢者の方で68%ですから、もうちょっと頑張れば、この数字には達するんじゃないかなと思いますけれども、今後、接種率を上げたいということで考えていらっしゃるようですので、どういった具体策があるのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

先ほども御説明いたしましたが、接種を受けることは強制ではなく、予防接種の効果と副反応のリスクの双方を理解いただいた上で、御本人の意思を尊重し、接種を受けていただくこととなっております。また、重い疾患やアレルギーなどにより接種ができない方、接種を希望されていない方もおられますので、インセンティブ等の施策は現状考えておりません。

しかし、これらのことを考慮し、今後もワクチン接種の効果や接種に関する情報等について、適宜発信し、接種事業が円滑に進み、接種率の向上が図られるようワクチン接種を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほども申しましたように、任意ですから、不安材料というのがやはり一番接種率に結びつくんじゃないかなと思いますけれども、その不安材料を取り除くようなきちんとした発信が必要じゃないかと思いますので、ぜひ適宜情報発信、お願いをしたいと思います。

次に、今まで医療従事者、そして高齢者というふうに進んできましたけれども、今度ほど

のような順番で進んでいくのか、少し詳細な計画を教えてくださいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

高齢者接種以降のワクチン接種の進め方でございますけれども、福井議員、松尾征子議員の質問の中でも御説明しておりますけれども、国は、高齢者から次の接種順位へ移行について、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、高齢者の接種の見通しがついた自治体から高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、各自治体の判断で順次、基礎疾患を有する者も含め、広く一般にも接種を行うよう通知しております。鹿島市といたしましても、このことを考慮し、64歳以下の接種開始については、高齢者接種の進捗状況や予約状況を考慮し、国からの64歳以下ワクチンの配分の歩合にもよりますけれども、国が要請する高齢者接種の7月末完了を踏まえ、一般接種に向けて準備を進めております。

また、ワクチン接種に関する国の考えも日々更新される状況にあり、現場も対応に苦慮する状況もございます。高齢者接種以降のワクチン接種の進め方につきましては、これまでと同様に、医療機関での個別接種と市民体育館での集団接種を併用する方向で、次の接種対象として、感染リスクを考慮し、基礎疾患のある方々に加え、60歳から64歳の方、保育園、幼稚園等の職員、小・中学校職員及び学童支援員、高齢者施設におけるデイサービスや訪問介護職員、ごみ収集、し尿くみ取り職員を加え、6月末から7月上旬にかけて接種券を送付いたします。

続いて、40歳から59歳の方への接種券発送を7月15日に、16歳から39歳の方への接種券の発送を7月29日に計画しております。また、個別接種の予約開始については手元に接種券が届いた日から、集団接種の予約については年齢刻みで予約開始時期を指定しておりますので、詳細につきましては、64歳以下の接種券発送時期についてのチラシを各戸配布いたしますので、こちらのほうで御確認をいただくようお願いいたします。

なお、県が運営する大規模接種会場においても、高齢者や高齢者施設及び保育施設等従事者の方々について接種を受けることができるようになっております。市民の皆様には不自由をおかけする部分もございますが、どうか御理解いただくようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど16歳から39歳までの方に7月29日から発送ということでしたがけれども、実際、12歳から15歳までというのがワクチン接種の多分範囲、そこもあると思いますけれども、

今後、児童とか生徒の接種についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

12歳から15歳までの接種につきましては、急遽、国から要請されたところでございます。これから接種計画等につきましては検討することになりますが、これまでの感染例から、社会的活動を行う大人から子供への感染が多い状況でございますので、現状といたしましては、大人の接種をまず進めてまいりたいと考えております。ただ、国や県、その他の意向等が生じることも考えられますので、市といたしましても柔軟に慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12歳から15歳までの部分については、まだ計画がないということでございますけれども、実際、16歳からということになりますと、ここは高校生ということで、これも16歳から18歳、高校生いっぱいいますけれども、子供たちの接種に関しては、親の承諾をまず取ってから接種をするということになると思いますけれども、高校生の場合、例えば、集団でやるのか、それとも場所を分けてされるのか。こういったことが一緒にやってしまうと、あの子は打った、あの子は打ってなかったとか、いろんなことが生じてくると思いますので、そういった部分についてどのように配慮をされるのか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

先ほど山口教育次長のほうからもお話がありましたけれども、接種を行った、行っていないということで、差別がないようにということは非常に重要なことでありまして、これはこれからの啓発が非常に重要になってくると思います。

ただ、今後の12歳から15歳の接種につきましては、個別接種がいいのか、それとも集団接種がいいのか、そこら辺は検討していかなければならないと思っております。

先ほど保護者の同意というふうなお話ございましたけれども、簡単に御説明いたしますと、12歳から15歳の子供につきましては保護者の同意が必要となります。未成年者であっても16歳以上の方については保護者の同意が必要とされておりません。この12歳から15歳の接

種につきましては、今後、接種券を送付するときに、このことに関するチラシを一緒に同封いたしまして、保護者の方にも御理解いただいた上で接種を行っていただくように行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これも最近、ニュースとか新聞等で報道がございましたけれども、ワクチンが入っていない生理食塩水のみを接種したり、他人に使用した注射器を間違えて使用したという事故も国内では起こっているようでございます。最近では、お隣の武雄市さんのほうでも、これも2回目の接種日が3週間後の方に、本人の確認をせずに4日後に誤って2回目の接種を行ったという記事も先日、佐賀新聞に載っております。やはり皆さん、一生懸命仕事はされていると思うんですよね。ただ、こういったことで防げない事故も起こり得ると思いますけれども、こういった思わぬ事故が起こった場合の責任の所在というのは、どこにあるのか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

接種時の事故についての責任の所在はどこにあるかということでございます。市が実施主体として行う予防接種上での過失につきましては、実施主体である市が最終的には賠償責任を負担することになると考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

市が実施主体である場合に市の責任ということでございますが、今回、市民体育館で行われている部分だけになるんですかね、それとも個別接種も含めてということになりますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

市が体育館で行っている集団接種、それと医療機関で行っている個別接種、このことにつきまして、市が主体で実施を行っているというふうな形になっておりますので、最終的には市が責任を負うものになってくると考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

次に、これも責任の所在をお伺いしますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種における健康被害の救済の対応というのはどのようになっているか。これはどこに健康被害を訴えればいいのか、また責任があるのかということをお伺いします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

ワクチン接種後の健康被害救済制度について御説明いたします。

救済制度の給付項目が幾つかございますが、ここでは副反応について御説明いたします。副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の腫れ、比較的によく見られる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もございます。しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然ワクチン接種と同時期に発症した感染症などの原因があることもございます。このため、予防接種後、健康被害救済制度では、ワクチン接種による健康被害があったかを個別的に審査し、ワクチン接種による健康被害と認められた場合に給付されるようになっております。

申請の方法でございますが、健康被害救済給付の申請は、健康被害を受けた本人やその保護者の方が定期の予防接種を実施した市町村に申請を行います。申請には、予防接種を受ける前後のカルテと必要となる書類等がございますので、御相談いただくようお願いいたします。

給付の決定につきましては、御提出いただいた資料を基に、市町村、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病障害認定審査会で審査を行います。この審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した市町村から支給の可否を該当者の方にお知らせすることになります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これは報道等であってございましたけれども、他の市町の首長さんが先行して接種をしていらっしゃるということが問題視されたことがございますね。これは打つべき理由がはっきりしていなかったり、場当たりのやったことが反感を買ったのではないかというふうに思います。

市全体の指揮を取るべき市長がまずかからないようにする、そしてまた重症化しないように対策を取る、こういった理由から優先的に打たせてもらいますと一言言っておけば、このような大きな問題にはならなかったのではないかというふうに私は思っております。もちろん、高齢者を優先的にすべきことは当然ですけれども、私は市長や保険健康課の部署の担当職員、こういったあたりの人は接種したい方というのは優先的に接種をしたほうが良いと思いますけれども、この現状というのはどうなっていますか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

この問題が発生した当初におきましては、私どももワクチン接種に伴う社会状況から、早急な接種は難しいのかなというふうに考えておりましたが、ワクチン接種に伴う感染予防対策として実施すべきとの考えに至っております。国においても、集団接種に関わる職員については医療従事者とみなして接種ができるとされておりますので、ワクチン接種に従事する職員につきましては集団接種時の感染予防対策として接種を現在行っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

このワクチン対策についてはこれが最後の質問になりますけれども、今置かれている市民体育館、接種会場ですけれども、ハザードマップを見てみましたところ、浸水地域に入っております。もし7月、8月あたりに豪雨があったときに浸水した場合、場所の変更も含めたところで対応はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

まず、市民体育館を接種会場として選んだ理由でございますけれども、最大180名の接種を実施するためには大きな施設が必要であるということ、長時間の専用が可能であるということ、来場者用の駐車場の台数を確保できるということ、それと市内医療機関の配置を考慮して、現在の場所を選定いたしております。浸水が発生した場合においても、できる限り早急に復旧し、市民体育館での接種を継続したいと考えております。

なお、浸水発生時には、医師会にも相談し、早急な対応を行いたいと考えておりますが、使用の見込みが立たない場合は、新たな会場を設置することも考えております。

水害を含め、災害が発生し、会場が使用できない場合は、防災無線等を通じ、接種の中止と今後の対応について広報を行ってまいります。中止となった接種日については、集団接種の空き日での振替実施を考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これら以外にも様々な疑問点、あるいは不安な点を多くの方がお持ちだと思いますので、それらにお答えできるように、事前に正確な情報の発信をお願いしたいというふうに思います。

次に、2つ目の教育現場における安全・安心の取組ということで、先ほど教育次長から答弁いただきましたけれども、最後の部分に、この決定に特に異論はなかったという御答弁だったんですけれども、私はこの意見には賛成なので、異論があるかどうかをお聞きしたわけではありません。ただ、今回、私が言ったように、災害とか事故、そういったものに対して、どのような意見が交わされたのかという部分があったのかどうかというのを確認したくて質問いたしたわけでございます。これは最善策だったと思いますので、私はこれは了としておきたいと思います。

次に、これらのことは教育委員会からの指示で各学校が行っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

お答えします。

各学校にお願いをしたときは、取り急ぎ電話、またはメール等でお問い合わせした経緯でありましたので、その後、校長会でも意見交換を行って、結果、市教育委員会からのお願いということで実施をしております。その後、佐賀県警、また佐賀県の教育委員会からも、登下校中は名前札を外すことについて同様の通知が出されております。また、体操服で登下校することもありますので、大きく名前を書いたゼッケンを使用する場合については、着脱式にするようにというお願いもしているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

詳細な取組については各学校に一任しているということによろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

次に、各学校の見守り隊の方や地域の方、青パトの方々に実行する前に意見を聞かれたのかどうか。迅速な対応をするためにはそういう時間がなかったのかと思いますけれども、こういった意見を聞くことも必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

議員おっしゃるように、見守り隊の方や地域の方、青パトの方々について意見を聞くことも必要だったかと考えてはおります。今回、先ほどお話ししましたとおり、事件を受けて取り急ぎ対応を指示という形にしておりましたので、時間的な余裕があっておりませんで、結果、意見を聞くということができておりません。ただ、各学校からは保護者等への連絡メールだとか学校だよりとか公民館を通じてなどの形で、そういったことを伝えておられます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

登下校中の名前札の取り外しというのは、確かに私もこれはいい対策だなというふうに思いますけれども、先ほど申しましたように、万が一の事故などに備えて、もちろん名前が見えないように工夫した上で個人が分かるように検討をお願いしたい。これは個人が分かるというのは、我々、青パトとか見守り隊とかで立っている人たちが、その子供の名前がすぐに分かるような状況にしておいていただきたいというふうに検討をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

議員が言われるとおり、万が一の事故等の際には、名前札がないということで確認とか連絡に時間がかかるというデメリットがあるというところは想定をしておりましたけれども、登下校中につきましては、カバンやランドセルに名前を書いた教科書等が入っているということで、ほぼ氏名の確認ができると考えていたところではあります。

今回、徳村議員の御質問を受けまして、各学校の詳細な状況を聞き取るために質問を下ろしております。その結果、一部の学校では早速その内容を取り入れられて、カバンやランドセルの内側などに名前などを記載しておくように保護者に向け連絡をされております。そういった意味では改善に向けたよいきっかけになったということで感謝をしているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これからどうなるのかなと思っておりましたけれども、迅速な対応でやっていただいたということで、こちらこそ感謝を申し上げたいと思います。不慮の事故があった場合、児童の名前、身元がすぐに分かるようにしておくことが一番大切なことだろうと思いますので、今回の対応については本当に皆様方には感謝を申し上げたいと思います。

次に、盗撮事案が起こっておりますけれども、その起こった場所とか状況を差し支えない程度で教えていただきたいと思います。

そしてまた、時間や場所等の状況、分析等を行えば、次の防犯につながるのじゃないかと思いますが、防犯に関する状況分析というのは行っていらっしゃるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

今回の件、警察のほうで投稿された写真を拡大したものを見せてもらいまして、撮影場所の特定を行っております。撮影場所は学校付近のショッピングセンターなどの駐車場というところまで判明しておりまして、学校にはそれぞれ撮影されたと思われる場所について連絡を行っております。また、警察にも見回りを依頼したところです。その後、犯人が捕まったということで情報を受けているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

犯人が捕まったという情報ですね。私も今初めてお聞きしましたけれども、やはりそういった捕まったということを公に知らせることがまた抑止力にもつながりますので、こういった情報は前向きに流していただければというふうに思います。

次に行きます。

先ほど盗撮された子供のことなんですけれども、学校に行くとき、登下校のときに、怖くなったり心細くなったりするケースも中には出てくるんじゃないかなと思いますけれども、そういった子供たちの心のケアというのはどういうふうにされていますか。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

盗撮に限ったことではありませんけれども、こういった事案に遭った子供たちに対しては、担任の先生に限らず、学校全体で保護者と連携を取って、必要であればスクールカウンセラーの紹介などで対応をしております。子供たちには、そっと見守ったほうがいい子、また積極的に話しかけたほうがいい子など、様々なタイプがありますので、一人一人に合った見

守りということで対応を行っているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

子供たちにちょっと変化があるようなことがあれば、それを見過ごさないようにケアをしていただきたいというふうに思います。

子供たちの安全については多くの方々の協力が必要だと思いますので、これからも私たちが一生懸命努力してまいりたいと思いますので、行政の皆さんにおかれましてもしっかりと子供たちの安全確保に努めていただきたいと思います。

次に、3つ目の情報公開について。

先ほどいろいろ答弁いただきましたけれども、報告書自体は作られていたということですよ、提出はあっていたということですよ。そしてあと、研究調査書ですかね、作られていたということですが、これを作るに当たって議事録というのも事前にあったほうがいいのではないかと思いますけれども、こういったことに関しても選定委員会等々にはどういう状況でそういうふうな報告書が作られたかという背景が見えるようお願いをさせていただきたいと思います。そこはよろしく願いいたします。答弁は必要ございません。

次に、開示、不開示の基準ですが、規則に基づいて行われていると思いますが、その基準になるものを教えていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

お答えいたします。

開示、不開示等の基準についてですが、鹿島市においては、平成12年に制定しました鹿島市情報公開条例に基づき、個人や法人からの情報公開請求に関する事務処理を行っており、教育委員会においてもこれを準用しているところです。

議員御承知のように、鹿島市では、公文書は市民の財産という観点から、また情報公開請求等に迅速に対応するため、公文書の簿冊による管理を原則廃止し、フォルダーによる管理、ファイリングシステムを導入して業務に当たっているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ある程度いろんな基準があって判断されているものというふうに思いますが、最終的には、何に対してもそうなんだろうけど、グレーな部分が必ず出てくると思うんですよ。その

グレーな部分の判断というのは、何か話合いがなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

お答えします。

開示、不開示の判断についての質問だと思いますけれども、事務の流れといたしましては、住民等から開示請求があった場合、その開示請求をなされた公文書を所管している担当部署で受付を行います。その後、担当部署において、先ほど言いました条例に基づいて開示、不開示、または一部開示の決定をし、所属長の決裁の後、全庁的な文書担当である総務課へ決裁文書の合議が行われていますので、その判断に迷う場合は、担当の部署だったり総務係のほうでチェックを行って判断を行っているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

最後の開示、不開示の判断をされる方は誰になりますかということで、所属長ということで先ほどお伺いいたしましたので、それも大丈夫です。結構です。

この情報公開制度というのは、市民が知る権利を守るためのものですから、できるだけ開示できるように、これからもお願いをしたいと思います。

今回、3つについて質問をさせていただきましたが、教育現場における安全・安心の取組と対策については、特に最近いろんな事案が報告されていますので、警察、市役所、学校、地域、見守り隊、青パト等、しっかりと連携を取って、子供たちの安全・安心を確保していただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、早さと接種率ももちろん大事ではありますが、やはりミスや事故が起こらないように行っていくことが一番大切なことだと思いますので、指針に沿ってしっかりと進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で12番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

こんにちは。1番議員の中村日出代です。よろしくお願ひいたします。

約1か月も早い梅雨入りで、気持ちも体もなかなか対応できない状況です。市民の皆さん、私もこれからの災害を想定した十分な備え、そして避難の心構えをしていかなければならないと思います。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、税収に大きな影響があるのではないかと懸念があります。市の健全な財政運営に向けた税収の確保の状況について質問いたします。

市税は私たちの暮らしを豊かにし、発展させるための様々な事業を行うための費用を市民の皆さんに公平に負担していただいているものです。多くの市民が誠実に納税の義務を果たしておられます。現在の市税徴収率について教えてください。

次に、肥前鹿島駅周辺整備構想について質問いたします。

今年3月24日に肥前鹿島駅周辺の整備計画の説明が全議員にありました。令和2年8月に実施されました肥前鹿島駅周辺全体構想策定業務公募型プロポーザル選考のプロポーザルとはどのような選考か、市民の皆さんには耳慣れない言葉です。よく分かるように説明してください。

次に、最後の質問です。鹿島市教育委員会の方針について質問いたします。

今年2月24日に鹿島市教育委員会の方針について教育長からの御説明がありました。その中で、いじめ、不登校など全国で起こっている問題は、件数の違いはあれ、本市でも同様ですとの発言がありました。現在のいじめ、不登校の現状について教えていただきたいと思ひます。

関連質問はこの後、行ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

それでは、税収についての御質問ですので、お答えしたいと思ひます。

税務課においては、徴収率向上を目的として自主納付を目指して徴収を行っております。今現在、自主納付では徴収率が現在80%を超えております。この数字を90%に近づけることを目指して今行っております。

今回、令和2年度の税収全体としまして、現年分と滞納繰越分を合わせて税収96.57%、昨年に比べて0.03上がっております。税額では3,078,000千円程度で、昨年と比べてもほぼ一緒の税収となっております。最近は平成29年から30億円を超えて安定して徴収できているところではございます。

今回、コロナの影響ということで御質問ですので、コロナの減免等を行ったり、流用を行ったりしております。これで影響があったのが固定資産税のほうです。固定資産税の現年分が昨年に比べて0.5落ちております。これにつきましては、コロナで10,000千円ぐらいの猶予が出ておりますので、その分ちよっと下がっています。現年分についてが、昨年と比べて下がり、滞納分が上がっております。このことから、コロナのことを考えましたら、ある程度の経済対策等あっているものがうまく回っている傾向も見れるのかなということではありますが、やはり猶予とか減免の申請をされていますので、一概にこれがよかったということにはならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、プロポーザル選考についてお答えいたします。

プロポーザル選考とは企画競争入札と言われるもので、発注者側の理論やコンセプトに合った企画を複数の提案者に提案してもらい、最も優れた提案を行った適任者を選ぶ方式でございます。一般的には建築の設計などに多く採用されております。選定してから具体的な設計が発注者との共同作業により進めることが特徴になります。

また、国土交通省において、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインを定めてあります。その中では、プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提案を求め、技術的に最適なものを選定するとなっております。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

いじめ、不登校の現状についてお答えをいたします。

いじめの認知件数や不登校の児童・生徒の数は全国的に年々増加をしていると。市内も同じような状況でございます。

まず、いじめについてですが、議員の皆様が子供時代のいじめの定義と今の定義は違うということをまず説明したいと思います。

平成25年度に施行されたいじめ防止対策推進法で定義の変更が行われております。それまでは自分より弱い者に対して一方的に、継続的に、深刻ななどの言葉で定義されておりましたけれども、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、心身の苦痛を感じているものは全てい

はじめとして認知すると定義をされました。いわゆる被害者に寄り添ったいじめの定義ということです。被害者を守るということで、どんなに小さなことでもいじめとして認知をすることになっております。

さらに、平成28年度に文部科学省からいじめの芽やいじめの兆候もいじめとして認知し、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかしであるという趣旨の通知が出されました。そのこともありまして、平成28年度以降、全国的に、特に小学校でいじめの認知件数の増加につながっております。

しかし、佐賀県では認知に対する理解が十分できていないのか、最新の統計であります令和元年度の小・中学校、児童・生徒1,000人当たりの認知件数が約16件、全国最下位となっております。ちなみに、全国平均は61件です。鹿島市は約26件となっております。数値で申しますと、令和元年度は小学校で47件、中学校で16件ということになっております。

いじめの内容、態様と言いますけれども、内容は冷やかし、からかい、悪口を言われるが最も多くなっております。

次に、不登校ですけれども、調査では病休以外で1年間に30日以上、心理的なことなどで欠席をする、それを不登校と呼んでおります。これも過去3年間、ほぼ小中合わせて30名程度で推移をしている状況でございます。近年は少しずつ小学校でも不登校の児童が増えてきたという傾向でございます。しかし、先ほどの令和元年度の統計で全国や佐賀県と比較をしますと、まだ少ない人数となっております。

不登校の要因ですけれども、原因ですね、本人の心因性によるものが多く、全体の8割となっております。生活のリズムの崩れや人間関係をうまく構築できない、あるいはちょっと学校生活にうまくなじめないことなどが考えられています。特に新年度が始まって二、三か月ごと、夏休み、冬休みの長期休業明けに増加する傾向がございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、96.57%という税収の率やったですね。それは県内の市町村で見たらどれくらいの位置にいるわけですか。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

県内の状況でございます。鹿島市としては、20市町ある中で、今回まだ出ておりませんが、大体18番、17番、徴収率そのあたりの傾向であります。ただ、今職員のほうも頑張っておりますので、徴収率ということではずっと上がってはきているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、次に市税の滞納者への対応について質問いたします。

多くの市民が誠実に納税しておられる一方で、税金を納めない、つまり滞納している市民の方もおられるはずで、そこに納税の不公平感が生まれてきます。

地方税法では各項目ごとに督促及び滞納処分の規定があります。例えば、市町村民税は第331条、固定資産税は第373条などとなっています。内容は、市の徴税吏員は督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る税を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと規定されています。この法律の昨年の実施状況を教えてください。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

滞納者への実施状況ということでお答えいたします。

地方税法で載っているとおり、税収ごとに滞納処分の制度があります。内容としては全て一緒です。納期限が過ぎてから20日以内に督促状を送付するというのと、議員おっしゃられました、そのうち10日で支払いができていない場合は差押えをするということになっております。

うちとしましては、督促状を送ってから10日たった場合に催告書ということで、最終通知を送っております。最終通知で相談とか御連絡があった場合には、こちらのほうから出向いていたり、来ていただいたりして、生活状況を把握して、税が納めてもらえるのか、どうしたらいいのか、分納とかも考えながら対応しております。ただ、御連絡等してもらわなかった場合は、督促状を出して10日で何も連絡がなかった場合には差押えの財産調査等を行って差押えの準備をしているというところになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今からコロナの影響でそういう方が出てくる可能性が大いにあると思いますので、今言われたように丁寧な対応をしていただきたいと思います。

次に、市民税の減免について質問いたします。

鹿島市税条例第51条に市長において必要があると認めるものに対し市民税を減免するとの

規定があり、その7項に天災その他特別の事情があると認められる者があります。昨年の災害で減免された方はおられるのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

昨年の7月豪雨災害での減免の申請数は10件あります。固定資産税の部分が5件、これで69,100円、国保税のほうで、これも5件で277,700円、合計10件の346,800円となっています。以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

この減免の基準があれば教えてください。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

減免の基準ということで御質問にお答えいたします。

減免の基準としましては、天災ということで今回7月の豪雨災害では、規則のほうで国民健康保険税は家屋が全壊、半壊、床下浸水ということで100%、50%、25%ということで減免率がなっております。

固定資産につきましても、損傷の部分において20%から80%の減免を、損害の状況での減免ということになっています。（199ページで訂正）その損害の状況を確認するために税務課の職員がそこに出向いて、これでは住めないとかということ判断して、今回の7月の豪雨については、総務課のほうで罹災証明というのをを出していただいています。そこで判断をさせていただいて、それに対して税務課のほうで減免ということを行っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

今年は災害がないことを祈るばかりです。

それでは、次に肥前鹿島駅周辺整備計画について質問いたします。

整備計画を実施する際に、最初に整備の企画立案があります。それが今回のプロポーザル選考です。先ほど答弁がありましたように、ちょっと難しかったので、私が短く言います。先ほどプロポーザル方式とは、主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に複数の者に目的別に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること

と説明されています。このプロポーザルの選考について疑問点が2点ありますので、その疑問点を解消していただきたく質問いたします。

まず、最初の疑問点です。選考委員長の発言についてです。

選考委員長の高尾忠志氏、この方は九州大学の准教授ですね。その方がプロポーザルが始まる前の挨拶に、「今回のプロポーザルは企画を審査するのではなく、人を選ぶプロポーザルです。いかにやる気があるかを審査します」との挨拶がありました。このプロポーザルというのは企画、提案を審査するのであって、人のやる気があるかないかということですが、やる気で皆さん、あとの4者の皆さん集まってきているわけですね。話を聞いていても、皆さんやる気がある感じでした。何でこういうふうな選考がやる気のある人を選ぶようになったのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず最初に、委員の発言の一部を御紹介させていただいて、そこから回答したいと思います。

4者プレゼンテーションをして、どこか1者選ぶわけですが、念のため申し上げておきますと、コンペではありませんので、今から提案してもらった内容を、案を取るわけではない、人を取るのがプロポーザルであります。ですので、例えば3番目の会社に決まったとして、3番目の会社のプレゼンテーション、内容どおりにこれが進むわけではなく、そうではなく、3番目の会社、どこの会社に一番力があるか、それを見るためプレゼンテーションしていく。実際、構想の内容がどうなっていくかは、また決まった会社と市民の皆さんと行政と我々専門家も参加して話し合いながら進めていくこととなりますので、そういう視点で人を取る、どこのチームにやってもらうかを決めることだけを御理解くださいというふうな形で発言をされております。

設計者を選定するには、価格競争での設計料とする選定、プロポーザル方式……（「そのことは聞きよらんです」と呼ぶ者あり）プロポーザル方式で設計者で選定する方式、あと、コンペでは設計案とする選定方式といった方法が主にございます。

委員長の「人を見る」は、この設計者の選定を市民に分かりやすく、柔らかい言葉で表現された発言だと思います。また、「コンペではありませんので」という前置きをされていることから、当時、プレゼンテーションで提案のあった設計案で決まってしまうと、市民の皆さんの意見が反映できなくなるのではという市民の皆さんの不安をあらかじめ払拭するために、今回は設計者を選定し、市民の皆様も含めた話し合いによって構想案を検討していく旨を強調された趣旨だと思います。この点につきましては、委員長にあらかじめ連絡をし、相

違うことを確認しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今るる言われたのは、いつ言われたんですか。私、委員長の話聞いていましたけど、私が言ったとおりにしか言っておらんですよ。今あなたが言われたのは、どこで言われたんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

この当日のプレゼンテーションは公開で行っておりまして、ビデオで撮影して記録に取っております。それをテープ起こしをして書き留めたものでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

ちょっと我々議員が受けた感じとは全然話が違うような感じがしますが、そういうふうに委員長が言われていれば、そういうことでしょうね。

次に、この委員長がこの提案についての講評をしておられます。いろいろ書いてありますけれども、未来を語り、目の前にある現実も語り、それをつなぐプロセスを語っていたことになる。したがって、審査の対象になった。夢を語るためにこそ現実をしっかりと見据えておかなければならない。これまでどれほど多くの地域計画が夢だけを語り、水の泡と消えていったらう。その点、最優秀者の提案内容は、現実性と具体性に富んだ説得力ある内容であった。全会一致での最優秀選定であったということですね。

それでは、採用された提案の中で、講評にあった夢を現実的に語った、現実性と具体性に富んだ説得力ある提案の内容を、いろいろあると思いますけど、1つ紹介してください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

公募型プロポーザル選考の選考委員長の講評にもございますが、現実性と具体的に富んだ説得力のある内容であったというのは、議員が御紹介いただいた分ですけれども、地域観光

ハブとなり、訪れる人と暮らす人が憩う交流の広場となる駅を中心市街地と連続性を持った広場、明快で拡張ある交通計画、既存駅舎を生かした建築計画によって段階的に実現するという点が評価が高かったということでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この提案書の中のどこですか、今言われたのは。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず、今、肥前鹿島駅で一番課題になっていますのが交通処理ですね。駅前に今、車が4縦列に並んだりして駐車されております。そういう点で、交通処理とかがあっております。その解消と、それと駅から真っ直ぐ中心市街地に行くと連結する動線、こういうところが評価が高かったところで、提案書の2ページ、絵で申しますと、左側の上のほうにある図面が、そういう形で……（「段階的整備も関係しているのか」と呼ぶ者あり）そうですね、段階的整備もでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私は1つ説明してくださいと言っていますけど、全然説明がなかですね。全体的なことですよ、それは。この中で1つ、どれかを言ってくださいと言っているわけですよ。

それでは、評価点が一番高かった評価項目名を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

一番高かった点につきましては、先ほど中心市街地と連続性を持った広場の計画の考え方とか、明快で拡張性ある交通計画とかが一番高かったということで評価が……（「一番高かったやつはどれですか」と呼ぶ者あり）委員会の委員長の講評の中にもございますように、そういう点が一番評価が高かったということで明記をしておられるところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

今の点もあまりよく分かりませんでしたけれども、これまでどれほどの多くの地域計画が夢だけを語り、水の泡と消えていったらと委員長が言っておられますけど、鹿島市の夢は鹿島市民が語ることであって、よその市町村の方が語ることはないですよ。もっと市民の意見を聞いていただいて計画を進めていただきたいと思います。

それでは、次に2番目の疑問点です。

提案にあるビルの、この提案書の一番右のほうですね。ステップ図、段階整備の考え方のステップ5、祐徳ビルの建て替え整備ですね。この件について質問いたします。

祐徳ビルの件については、まちの中でも話題にはなっています。この祐徳ビルは市の所有でもなくて、ビルを建て替え整備するとの提案ですよ。道路の計画だったら、計画があって立ち退きとかありますけれども、このビルのところは都市計画の中に入っているんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今現在の都市計画決定の区域、2,800平方メートルの中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

都市計画の区域に入っていないところですよ、今は。所有者は別に会社の方がおられるのに、その会社の了解も得ないで建て替え整備するというようなことは、市はこれを見てどう思われたんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今回提案を受けるに当たり、業務の委託の仕様書にて目的とか業務対象区域とか、あと業務内容を示しておりまして、その中で区域につきましては、JR肥前鹿島駅及び駅広場を含む駅周辺とするとしておりまして、周辺区域の利活用の可能性の検討も含め、整備方針を定めるとしております。どこまで提案書に描くかは提案者側の企画になります。

各会社の提案書には、祐徳ビルさんは大きく目立つところがございますが、ほかの民間のところも民地活用の提案も描かれているところがございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、祐徳ビルのほかに提案されているところもあるという話やったですね。それを教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

他社の提案では、遊休不動産の活用とか、あと、既存店舗のリノベーションとして提案されている提案もあります。また、バスセンターの将来的な更新を見据え、バスターミナルの充実を図る提案も提案されているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今の話を聞いたら大体祐徳ビルを中心の話ですよ。これは、こういう提案をされて、祐徳ビルの所有者の方が、この提案でよろしくお願ひしますともしなつた場合は、市が選考して計画しているわけですから、費用は市のほうが負担するわけでしょう、建て替え整備の場合は。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

長期的に及ぶ駅周辺整備では、様々な社会情勢とか交通環境等の変化により、途中段階での整備内容の修正や見直しが予想されております。骨格となる全体構想を見据えつつ段階的な整備を図りながら、常に将来像を検証していく作業が必要と考えておるところです。

今回採用されたコンサルタント案では、先ほど言った5つのステップごとに一定の効果が期待でき、状況の検証を行いながら、次のステージに向けて柔軟な対応が可能な段階的整備をイメージされ、提案をされているところです。

この祐徳ビルの建て替え整備につきましては、ステップ5でPFIとかPPPといった公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法の可能性も視野に入れて、駅前広場のスカイロードに面した開いた建物として公共空間の一体利用が可能なにぎわい施設の導入を促す案として提案されているものでございまして、市が整備を行うというものではございません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

建て替え整備は誰が費用を出すんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

建て替え整備といいますか、祐徳ビルの持ち物は当然祐徳ビルさんのものですので、もちろん祐徳ビルさんということになってきます。ただ、今回提案をいただいたものは、あくまでも提案ということで、民間活力を活用した P P P とか P F I といった手法を提案されているだけでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この P P P とか民間活用とか言っていますが、そしたら市は全然それには関わり合わないということですか。P P P とかというのは市も関係あるわけでしょう。それは入るわけじゃないですか、市は。ただ提案だけとおっしゃっていますが、提案に対しては市は関わってくるわけでしょう。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

実際整備されるときに、いろんな整備手法がございます。先ほど申した P F I とか P P P といった手法で、民間活力で公共施設なども視野に入れてする場合は市も当然関わってきますけれども、ここで提案されているのは考え方を提案されているだけで、この案を採用したということじゃなくて、こういう考え方もあるよねということで提案をいただいているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

P F I とは地方公共団体が発注者として公共事業を行う、P P P とは事業の設備は官が保有したまま設備投資、運営を民間会社に任せる民間委託手法と説明されたですね。ただ提案されたただけと、ただ提案されただけで、市は全然関わりはないということですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

関わりがないじゃなくて、話を進めていく中で、PPPとかPFIとかいう形で整備となれば、市のほうも公共施設の整備にも関わってきますので、当然関わってきます。その中で、まだやるとかやらないとかいう話じゃなくて、こういう提案をいただいたということでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この構想の全体的な費用というか、総額は大体概算で分かっていますか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

事業費ですけれども、これは今構想段階ということで、今から駅前周辺の構想ということで、まだ何を造るか、どう造るのかというのは全く、ただ方向性を示すものでございますので、算出しておりません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

あまり疑問を持たれないような計画を立てていただきたいと思います。

次に、最後の質問です。教育長の教育方針について質問いたします。

教育長の教育方針についての説明の中で、約2,400人の児童・生徒が市内の小・中学校で生活を送っている。日々いろんなことが起きる。いじめ、不登校など全国で起こっている問題は、件数の違いはあれ、本市でも同様と述べられております。

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査で、小・中学校生徒の6年間のいじめの調査結果の中に、仲間外れ、無視、陰口された経験がある9割、した経験がある9割と報告されています。9割の子供たちがいじめもしたことがあるし、いじめを受けたこともあるとの調査結果だと思います。

そこで、鹿島市内の小・中学校のいじめと不登校の件数について、過去3年間の資料を教育委員会から頂きました。先ほど教育長が少し紹介されていまして、また改めて紹介したいと思います。

鹿島市内小・中学校のいじめと不登校の件数、過去3年間、いじめ、小学校、平成30年度

22件、令和元年度47件、令和2年度49件、中学校、平成30年度12件、令和元年度16件、令和2年度13件、不登校、小学校、平成30年度8件、令和元年度6件、令和2年度8件、中学校、平成30年度20件、令和元年度27件、令和2年度18件となっております。

ここで、いじめについては、先ほど教育長からいじめ防止対策推進法において、いじめの定義についても言っていただきました。要約すると、いじめ行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものと規定されているということですね。

同法律の第13条に学校いじめ防止基本方針が規定されて、そして、鹿島市でも鹿島市いじめ防止基本方針が平成28年3月に作成されています。この方針について質問いたしたいと思えます。

それでは、この基本方針の6ページの(4)いじめの早期発見、昨日も議員の質問に答えられたと思いますけれども、いじめの早期発見・早期対応について質問いたします。

①の相談体制の拡充についてです。あの項目に全ての学校にスクールカウンセラーを配置と書いてあります。全てに配置されているのか、また、その配置により相談件数は増えたのかを教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

まず、スクールカウンセラーの体制についてお答えをいたします。

これは、まずは小学校7校に2名の方が巡回をされます。中学校2校に2名という配置になっております。

時間数は、本年度も昨年度も同じですけど、小学校は350時間、そして中学校が年間440時間ですので、小学校については1か月に1回しか来られないと、非常に数が少なくなっております。中学校につきましては、1週間に1回ぐらい来られます。

数については、年度によって違いますけれども、大体年々増えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

ちょっとお答えになっていないですけども、相談件数が増えたか増えていないかということをお聞きしました。

それから、全ての学校にスクールカウンセラーを配置と書いてありますが、全ての学校じゃないということですね。この絵ではそう書いてありますが、入っていないということですね。

この相談件数はどうですか。（発言する者あり）資料がないならよかです。

それでは、次の質問で、あの項目にスクールソーシャルワーカーの活用についてがあります。スクールソーシャルワーカーは全小・中学校に何名おられるのか。また、虹のテレホンという項目があります。この内容と活用方法、昨年の実績について教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

スクールソーシャルワーカーについてお答えします。

これも先ほどのスクールカウンセラーと一緒にです。昨年度は2名の方が各学校を巡回されたと。本年度は3名の方が各学校を巡回されると。先ほど御指摘があったように、各学校に1人配置されているかということ、そうではないと。時間数は本年度が810時間ということになります。

虹のテレホンについては、5月の市報でもしておりましたけれども、これは教育に関する心の相談ということで配置をしております。しかし、ほとんど実績がなくて、昨年度も記録が残っているのは、学校生活について1件相談があったと。というのは、いろいろほかに相談機関が県で紹介をしているということも原因かと思っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、②の実態把握の改善について。実態を把握するためには児童・生徒との深い信頼関係を築くこと、そして先生方の情報の共有、連携が必要不可欠です。どのような方策を取っておられるのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

実態把握についてということで、いじめについては、まず早期発見のためのアンケートを実施するというのが、これが1番に取っております。

それと、2番目には相談体制ですね。これは担任による相談、あるいはスクールカウンセラーについての相談という体制を取っております。

3番目としては、保護者と学校の連携ですね。ここで早期発見のことをしていくというような、以上3点でまず発見をしていくと。その実態を受けて、学校で組織的に対応していくというような対応を取っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは次に、いじめが原因での不登校と転校について質問いたします。

前段でいじめの定義について紹介しました。規定された内容がいじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じているものとされています。これを判断する過程を説明してください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

これは法にのっとっていきますと、被害者である児童・生徒、あるいは保護者から訴えがあります。訴えがあったということは、心身に苦痛を感じているということですので、それを覚知として捉えております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

訴えを受けて、どなたがいじめを受けたというのを判断するんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど申しましたように、早期発見でアンケート、あるいは本人、保護者からの訴えがございます。それを受けて、校内対策委員会というものを管理職、養護教諭、教育相談担当などで作っておりますので、まず校内の中でその覚知をし、それを認知していくというシステムを取っております。それが報告として我々教育委員会に上がってくると。その件数が先ほどの件数になっております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それを判断するのは校長先生ですか、いじめを受けていると。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

最終的に校長名で報告が上がってきますので、校長が認知をしてということでよろしいと思います。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

次に、小学校のいじめについては、前段でも紹介しましたように、平成30年度が22件、令和元年度が47件と倍以上になっております。令和2年度も49件と驚くほどに増加しています。この要因が分かっているならば、分かっている範囲で答弁をお願いします。また、学年別の件数は、49件というのは49人ということでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

まず、件数が増えたことにつきましては、先ほど来から申していますように、早い段階でいじめを見つけるということで、各学校からたくさんそういうことがあったら出すようにというような指示をしておりますので、この2年間、特に増えてきていると思います。

いじめは人数ではなく、これは件数ということになります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、中学校の不登校が平成30年が20件、令和元年が27件、令和2年が18件となっております。少ない数字ではないと思います。この学年別での状況を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

中学校のみでよろしいですかね。中学校ですけど、平成30年が1年生2名、2年生10名、3年生8名、令和元年度が1年生9名、2年生4名、3年生14名、令和2年度が1年生4名、2年生10名、3年生4名となっております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

いじめが原因での不登校と転校について、小学校の状況について質問いたします。

不登校については、小学校は1桁台となっております。しかし、いじめが原因で他校へ転校した子供さんが数名おられたという事案を聞きました。去年は転校は何件あったのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

いじめと不登校は別の次元で考えていただければなと思っております。

不登校が原因で、不登校、いわゆる30日以上欠席で転校した子供さんというのはいらっしゃらなかったです。しかし、いじめが原因で転校されたという実例は1名ございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

いじめで不登校になられたのは何人おられて、それが何日ぐらい学校を休まれたのか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど申しましたように、30日以上が実数として1名、不登校で上がってきますので、その30日以上欠席で転校された方はいらっしゃらない、ゼロです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今、30日、30日と言われますけれども、県の方針を見ると、不登校重大事態への知事の報告の中では、欠席日数3日、10日、20日、30日となっていますね。欠席が3日続いた場合は家庭訪問を行い、当該児童・生徒の状況確認や保護者からの情報を収集する。そして、いじめが疑われる事案の場合、覚知後、直ちに校内いじめ対策委員会を開催して事案について確認し、認知の是非について検討する。認知された場合と認知しなかった場合となっていますね。その欠席日数が30日は今言われていましたけど、3日とか10日、20日はないんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

厳密に言いますと、先ほど10日ごとぐらいに分析をされましたけれども、それに該当する事例はございました。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

その該当する事例が、次に質問しますいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の重大事態の対処についてに関わってくると思います。「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と規定されております。この条文の認めるは、国の指針では認めるとは考えないし判断する、確認

するとか公認するとかの意味ではないと、厳格に判断しなくていいですよということになっています。

佐賀県いじめ防止基本方針の不登校重大事態の報告の流れには、さっき説明しましたように、3日、10日、20日、30日ときめ細かく規定されています。先ほど言われたのは、この不登校重大事態に該当しないということですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

先ほど申されました法第28条第1項第2号に相当な期間、それが30日と、先ほどから出ている数字かと思います。

お尋ねの件に関しましては、最終的に転校、転出をされたと、そのことが国のいじめのガイドライン、転校については重大事態とするというような例がございますので、不登校で何日休んだと、そこからではなく、最終的に転校されたので、これは重大事態であるというふうに捉えて報告をいたしたところでございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

この重大事態の報告は何件あるんですか。県に報告しているんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほども申しましたように、転校が1件あったということで、重大事態として1件報告が上がってきております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

私は高校生のときに転校しました。教育長もお父様のお仕事とかなんかで、転校するのはかなり不安ですね。そういうふうな原因で、不登校から転校された、かなり精神的にはきつと思いますので、その転校された後の心のケアというのはどういうふうになっていますか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

議員おっしゃったように、私も4度、学校を替わったことがあります。学校を替わるというのは、それだけでも負担だと思っております。ですから、今回の事案につきまして、非常に私も申し訳なかったなと思っております。幸い、新しい学校ではずっと登校をしていらっしゃると思いますので、前任校とまた新しい学校のそれぞれ校長同士が連絡を取りながら、子供のケアも含めて、あるいは保護者の方の相談も含めて、継続して対応しているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、次にいじめの解消について質問いたします。

鹿島市いじめ防止基本方針のいじめ再発防止に、いじめの解消の周知徹底の項目があります。県教育委員会が定義しているいじめの解消について、各学校へ周知徹底及び取組の徹底を図ると示されています。この示されている中で、一定の解決が図られた後、3か月以上、その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態とされています。通常の生活に戻ったと判断する過程を教えてください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

これにつきましては、国のガイドライン、方針にも書いてありますけれども、まず1つ目は、いじめ自体の行為がなくなったと。2つ目は、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないと。いろんな指導をしながら、この2つが確実に解決できたと。これも学校の校内対策委員会で判断をして、最低でも3か月を経過した後に解消と認めるというような判断をいたしております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

令和2年度の解消された方は何名おられますか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

解消件数は、小学校は年度内に解消が49件中34件、だから、これは年度を越しているということになります。（発言する者あり）中学校は、ちょっと本年度の資料、しばらくお待ちください。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、解消された方が再びいじめを受けるような事案はなかったのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

解消して、同じ被害を受けた方が、別の児童・生徒からまたもう一回被害を受けたというようなケースはございました。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

質問は終わります。

いじめを受けている子供たちの中には、心に傷を受けて学校を卒業していく場合もあると考えられます。子供たちのいじめが少しでも減少していくように、先生方には大変な御苦勞と思いますが、よろしく願いいたします。

最後に、いじめ防止対策推進法の目的に、いじめは心身の健全な成長、人格形成に重大な影響を与える。また、生命、身体に重大な危険を生じるおそれもある。そして、児童等の尊厳を保持するためと規定されています。子供たちにはよい思い出が残る学校生活を送ってもらいたい。我々家族も保護者もいじめのない学校が実現できるように協力していきます。

終わります。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

私が答弁いたしました固定資産税の減免の基準について、誤りをしておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

災害の基準として損害の程度によって、損害の程度が8割以上で、その下、6割以上、4割以上、2割以上ということで、損害の程度があります。それに対して、8割以上の損害があった場合は100%、6割以上が80%、4割以上が60%、2割以上が40%ということになっております。申し訳ございませんでした。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほどの解消件数について分かりましたので、お知らせをいたします。

令和元年度ということで、申し訳ございません。小学校は47件のうち、年度内に39件が解

消し、そして次年度に7件、先ほどあったように転校が1件というふうになっております。

中学校は16件に対して年度内に7件、そして次年度に9件、全て解消したということになっています。

○議長（角田一美君）

以上で1番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会